

「おかやま森づくり県民税」事業の 成果とこれからの使途の概要



令和 6 年 1 2 月
岡山県農林水産部林政課

は じ め に

岡山県では、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、全ての県民に薄く広く負担を求め、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目的として、平成 16（2004）年 4 月に、おかやま森づくり県民税を導入し、これを財源として、各種の森林保全事業を実施してまいりました。

本税の課税期間及び事業の実施期間は 5 年間としており、令和 5（2023）年度に 4 度目の見直し時期を迎え、税制懇話会において改めて森林・林業の現状と課題やおかやま森づくり県民税事業の効果が検証されるとともに、今後における税の必要性、使途事業の方向性、税制度のあり方、国が導入する森林環境税・森林環境譲与税との関係等について検討が行われ、制度を存続すべきこと及び今後取り組むべき施策について、知事に報告されたところです。

県では、この報告書の内容を精査した上で、引き続き、「水源の涵養^{かん}、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を 3 つの柱とする森林保全施策を実施する必要があるとし、課税期間を令和 11 年 3 月まで、さらに 5 年間延長することといたしました。

本書は、おかやま森づくり県民税 4 期目となる令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間で実施した森林保全事業の実績のほか、導入当初から 20 年間の事業実績、さらには、本県の森林・林業の現状と課題及び今後 5 年間の税制度のあり方や使途事業の方向性等について取りまとめたものです。

世代を超えて大切に守られてきた森林から受ける様々な恩恵が県民共有の財産として、より良い姿で、将来を担う次の世代へと引き継がれていくよう、すべての県民や事業者の方々が、本県の森林・林業を取り巻く状況やおかやま森づくり県民税に対する理解を一層深めていただくため、広くご活用いただければ幸いに存じます。

令和 6 年 12 月

岡山県農林水産部

林政課長 掛屋

目 次

○これまでの「おかやま森づくり県民税」(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度)

第1 おかやま森づくり県民税事業の税制度及び税収等の状況……………	1
第2 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果……………	4

○岡山県の森林・林業の現状と課題…………… 16

○これからのおかやま森づくり県民税(令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで)

第1 おかやま森づくり県民税の必要性……………	28
第2 森林環境税及び森林環境譲与税導入を踏まえた使途事業の方向性……	31
第3 税制度のあり方……………	40
第4 基金のあり方……………	41

【資料編】

・岡山県税制懇話会設置要綱……………	1
・岡山県税制懇話会委員名簿……………	2
・森林の保全に係る県民税の特例に関する条例……………	3
・岡山県おかやま森づくり県民基金条例……………	5
・おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて……………	6
・森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況……………	8
・おかやま森づくり県民税事業の実績……………	10

○これまでの「おかやま森づくり県民税」（令和元(2019)年度から令和5(2023年度まで)

第1 おかやま森づくり県民税の税制度及び税収等の状況

1 税制度

(1) 課税方式

県民税均等割超過課税（普通税）

ア 導入時の提言

①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討し、薄く広く県民に負担を求めるという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制できることから、②県民税均等割超過課税方式（普通税）が最も妥当であると提言されました。

イ 平成20(2008)年度、平成25(2013)年度及び平成30(2018)年度の見直し

徴税コストや低所得者への配慮という点において優れており、納付、納入等の手続きが適切に行われ、県民、事業者に定着していることから、課税方式を変更する必要はないと提言されました。

ウ 全国状況

令和5(2023)年3月末時点では、37府県で森林の保全を目的とする独自制度が導入されており、このうち33県で本県と同様の課税方式（個人は定額の、法人は均等割額に対する割合の県民税の超過課税）が採用されています。

（参照：資料編P8 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況）

(2) 税率

個人：500円／年

（現行の個人県民税均等割額1,500円／年＋森づくり県民税額500円／年）

法人：1,000円／年～40,000円／年（均等割額の5%相当額）

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税の税率(年額)
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

ア 導入時の提言

全体の税収規模、当初案の負担水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%とすることが適当であると提言されました。

イ 平成 20（2008）年度、平成 25（2013）年度及び平成 30（2018）年度の見直し
事業に必要な費用を賄うためには税率を維持する必要がある、全国でも標準的
なものといえることから変更する必要はないと提言されました。

ウ 全国の状況

令和 5（2023）年 3 月末現在、森林の保全を目的とする独自税制を導入してい
る 37 府県のうち、個人の税率を 500 円としている県が 20、法人の税率を均等
割額の 5 %としている県が 19 と、半数以上を占めています。

（参照：資料編 P8 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況）

（3）課税期間

5 年間

ア 導入時の提言

課税期間を 5 年間とし、政策税制としての導入効果を検証して、制度の見直し
を行うことが必要であると提言されました。

イ 平成 20（2008）年度、平成 25（2013）年度及び平成 30（2018）年度の見直し

主要な施策である間伐事業の計画期間が 5 年間とされていたことから、課税期
間の目安としては 5 年間とすることが適当であり、また、制度自体も定着してい
ることから、これを変更する必要はないと提言されました。

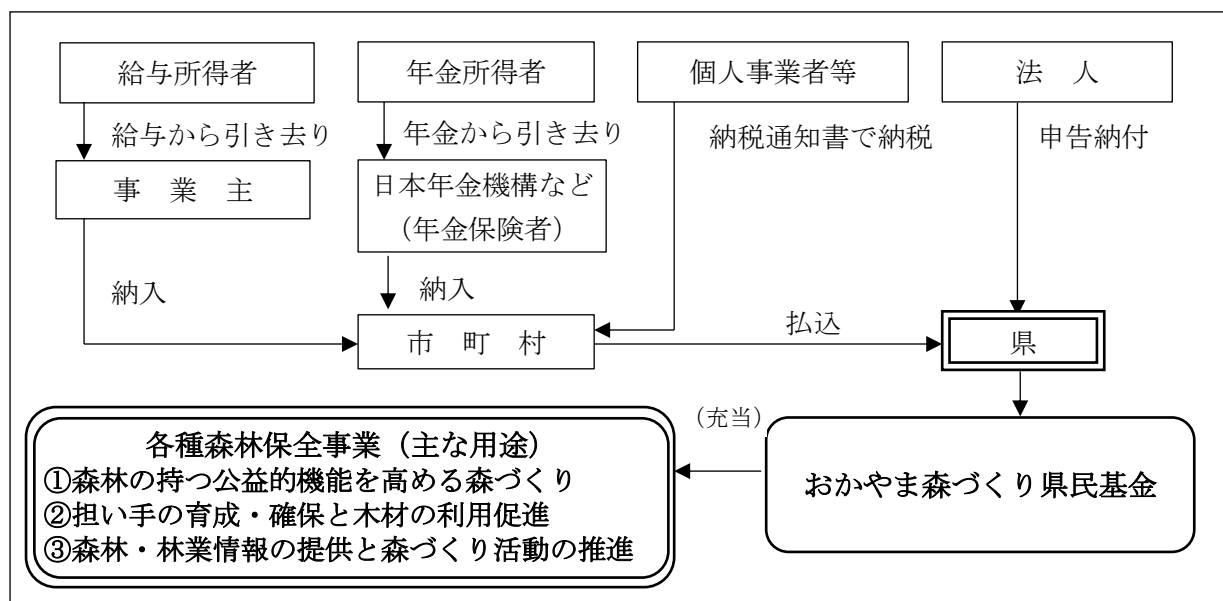
ウ 全国の状況

森林の保全を目的とする独自税制を導入している 37 府県のほとんどが、概ね
5 年ごとに税制度の見直しを行っています。

（4）納税義務者（県民税均等割の納税義務者と同じ）

- ・ 県内に住所等を有する個人（一定以上の所得がある人に限る。）
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する全ての法人

【仕組み】



2 税収の推移

税収は、個人・法人を合計して概ね５億円台後半で推移しています。

(単位：千円)

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
税収	個人	454,735	451,686	457,321	461,686	464,426	470,379	473,094	471,270	469,441	469,613
	法人	114,016	114,570	118,230	117,988	117,797	118,343	115,757	118,893	119,473	118,103
	計	568,751	566,256	575,551	579,674	582,223	588,722	588,751	590,163	588,914	587,716

3 基金積立額等の推移

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、森林保全事業に充当しています。

(単位：千円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
基金積立額	573,858	566,884	578,651	583,261	581,449	587,477	586,850	598,989	578,968	590,665
事業充当額	536,959	566,405	539,415	519,338	592,396	563,761	581,140	590,193	648,402	666,670
基金残高	183,491	184,261	223,575	287,546	276,648	300,383	306,108	314,919	245,508	169,544

第2 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果

おかやま森づくり県民税(以下「森づくり県民税」という)を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言(平成15(2003)年10月)により、「水源の涵養^{かん}、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進してきました。

平成30(2018)年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状に鑑み、令和元(2019)年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することが適当とされました。

また、具体的な使途事業については、新たな課題に適切に対応するとともに、施策の必要性及び緊急性並びに森林環境譲与税を取り巻く国、市町村の動向等を十分勘案して取り組むよう提言されたところであり、この趣旨に即して森林保全事業を実施しました。

1 4期目の実績(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)

(1) 水源の涵養^{かん}、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

(1,881,957千円)

ア 健全な人工林の整備(1,278,210千円)

緊急的な間伐等の実施、作業道の開設・補修、間伐材の搬出、針広混交林(複層林)への誘導、シカの生息密度低減のための対策、少花粉苗木による植替え等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出(603,747千円)

松くい虫及びナラ枯れ被害木の駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃した里山林等の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援



健全な人工林へ向けての間伐実施



少花粉苗木による植替え



伐倒くん蒸によるナラ枯れ被害防除

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

(886,249千円)

ア 力強い担い手の確保・育成(154,525千円)

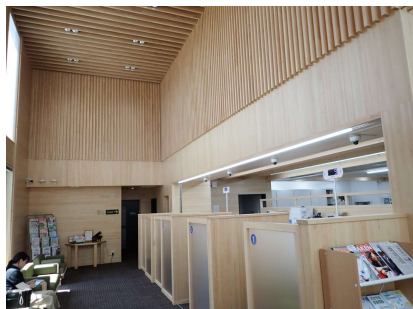
就業体験や情報発信等による就業促進、新規就業者・現場指導者に向けた研修会の開催、安全装備・機材等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組、林業事業体の雇用条件改善の取組等を支援

イ 木材の利用促進（731,724 千円）

公共建築物等の木造化・木質化・木製品の導入、県産乾燥剤・CLT の利用促進、県産材の県内外への販路拡大、森林認証材の普及、新たな木製品の実用化等を支援



現場指導者の育成



公共建築物等の木造化支援



販路拡大のための海外展示会

（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

（201,958 千円）

ア 県民への情報提供（127,163 千円）

森づくり県民税及び森林・林業の役割等の広報・情報発信、小学生向けの社会科副読本の作成、児童・生徒等が身近に木とふれ合える空間の創出、森づくり県民税事業実施者からの情報発信等を実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進（74,795 千円）

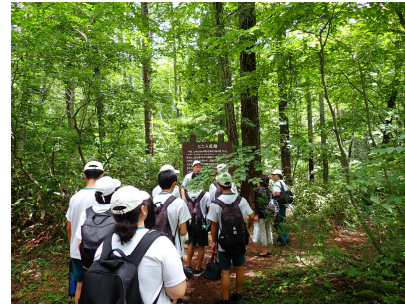
おかやま森づくりサポートセンターによる情報提供、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等の実施、児童・生徒等による森林・林業現場の見学等を実施



県立図書館でのパネル等の展示



高校への木製品導入支援



環境学習エコツアー

県民税事業充当額 合計 2,970,164 千円

2 導入時から第4期までの実績（平成16(2004)年度～令和5(2023)年度）

(1) 水源の^{かん}涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
(7,578,075 千円)

ア 健全な人工林の整備（5,919,146 千円）

間伐等の実施、作業道の開設・補修・ストックポイントの造成、間伐材の搬出、低コスト再造林モデル林の整備、少花粉スギ等を普及促進するためのモデル林の設置等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（1,658,930 千円）

松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃里山林の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進
(2,539,157 千円)

ア 力強い担い手の確保・育成（709,289 千円）

就業体験や情報発信等による就業促進、作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組等を支援

イ 木材の利用促進（1,829,867 千円）

公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大、森林認証等の取得促進の取組等を支援

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進
(561,410 千円)

ア 県民への情報提供（224,149 千円）

森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、森づくり県民税を活用した取組の情報発等を実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進（337,260 千円）

森づくりサポートセンターの活動（植樹、保育のつどい等の開催）、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施

県民税事業充当額 合計 10,678,642 千円

施策の展開方向		1 期目 (H16~20)	2 期目 (H21~25)	3 期目 (H26~30)	4 期目 (H31~R5)	計
Ⅰ 水源 ^{かん} の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり		1,548,840	2,069,626	2,077,652	1,881,957	7,578,075
	1 健全な人工林の整備	1,465,138	1,633,933	1,541,866	1,278,210	5,919,146
	2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出	83,703	435,693	535,787	603,747	1,658,930
Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進		537,899	617,928	497,081	886,249	2,539,157
	1 力強い担い手の確保・育成	186,740	211,203	156,821	154,525	709,289
	2 木材の利用促進	351,158	406,724	340,260	731,724	1,829,867
Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進		153,267	106,409	99,776	201,958	561,410
	1 県民への情報提供	41,042	26,169	29,776	127,163	224,149
	2 県民参加による森づくり活動の推進	112,225	80,240	70,000	74,795	337,260
合計		2,240,006	2,793,962	2,674,509	2,970,164	10,678,642

(注) 四捨五入のため、計が合わない場合がある。

3 事業毎の実績と主な成果

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(1) 緊急的な間伐等の促進

取組のポイント

- 間伐は、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮するために欠くことのできない作業
- 間伐の補助対象林齢を、伐採の長期化に伴い段階的に拡大し、現在は11～60年生の人工林において支援を実施
- 間伐が進みにくい施業集約化困難地等においては、継続的な支援が必要

ビジョン数値目標

◇ 計画的な間伐により、健全な人工林を育成

項目	現況 (R5)	目標 (R12)
間伐面積	2,534ha/年	3,150ha/年

※ ビジョン：21おかやま森林・林業ビジョン（以下同じ）

現在の間伐を取り巻く情勢

- ◆手入れが行われず、水源涵養機能や土砂の流出防止などの公益的機能の低下した森林が存在しており、緊急に間伐が必要な森林が23,800ha（21おかやま農林水産プランの計画量）存在
- ◆世代交代や不在村化等により、所有者や境界などの特定が難しく、施業の集約化が困難
- ◆所有者の林業経営への意欲が低い。
- ◆市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が令和元年度からスタート

取組への充当額

1期 H16～H20

1,465,138千円

2期 H21～H25

1,633,933千円

3期 H26～H30

1,470,538千円

合計 5,614,351千円

4期 R元～R5

1,044,743千円

主な取組実績

H16～R4年度の間伐実施状況

年度	H16～H20	H21～H25	H26～H30	R1～R5	計
間伐計画面積	36,550 ha	29,400 ha	26,200 ha	23,800 ha	115,950 ha
間伐実施面積(A)	33,514 ha	33,876 ha	23,681 ha	16,225 ha	107,296 ha
うち県民税(B)	5,501 ha	14,498 ha	8,920 ha	3,162 ha	32,081 ha
割合%(B/A)	16.4 %	42.8 %	37.7 %	20.1 %	29.9 %



放置された過密な森林



間伐作業



間伐後、林内に光が入った森林



林床に下草が生え、機能が高まりつつある森林

【主な成果】

- 国庫補助と連携した間伐等への支援、担い手の確保、木材の利用促進等の総合的な取組により間伐を促進
- 年平均3,245haの間伐を実施したことにより、緊急に間伐が必要な森林が減少
23,800ha（R元年度推計）→7,600ha（R5年度推計）

【森税を活用した今後の取組】

継続した間伐の実施

- ・施業の集約化が困難な森林における、継続的な間伐の実施
- ・国庫補助事業と連携し間伐等の森林整備を加速化

県全域で緊急に間伐が必要な森林を解消

森林を適正に管理することで、洪水や渇水、土砂流出などを防ぐ

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(2) 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策

取組のポイント

- 人工林資源は次第に充実してきているものの、25年生以下の若齢林は極端に少なく、いびつな年齢構成
- 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環
- 再造林による人工林の若返り化を図り、均等な年齢構成へと誘導。あわせて、花粉の発生に対処するため、少花粉 スギ・ヒノキ苗木を使用した再造林を推進

ビジョン数値目標

- ◇ 再造林を推進することで年齢構成を平準化

項目	現況 (R5)	目標 (R12)
再造林面積	199ha/年	200ha/年

現在の再造林を取り巻く情勢

- ◆木材価格の低迷により、再造林に対する意欲が減退し、林業適地でも再造林が行われないケースが発生しており、再造林面積は近年100ha（再造林率3割）程度で推移
- ◆高齢級の人工林が増加しており、炭素蓄積を増加させカーボンニュートラル社会を実現させるためには、民有林人工林を若い森林に更新するための伐採、再造林の加速化が必要
- ◆再造林を行っても、ニホンジカにより食害を受け、裸地化により公益的機能が低下
- ◆花粉飛散の低減に向け、少花粉苗木の安定供給体制の整備が必要

取組への充当額

合計 299,366千円

1期 H16～H20
- 千円

2期 H21～H25
- 千円

3期 H26～H30
71,328 千円

4期 R元～R5
228,039千円

主な取組実績

- 一貫作業による低密度植栽を実施し、コスト分析及び普及啓発を実施

伐採 集材 造材 搬出 地植え 植付け



伐採から植栽までを連続して効率的に実施
→地植えコスト3割削減、1年目の下刈りの省略が可能



少花粉コンテナ苗を使用

- 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替え割合

	R元		R2		R3		R4		R5	
	少花粉／総数 (本)	割合	少花粉／総数 (本)	割合	少花粉／総数 (本)	割合	少花粉／総数 (本)	割合	少花粉／総数 (本)	割合
スギ	19,450 / 33,830	57.5%	7,630 / 16,135	47.3%	7,619 / 9,019	84.5%	11,572 / 15,232	76.0%	54,835 / 55,975	98.0%
ヒノキ	388,148 / 388,148	100.0%	381,066 / 381,066	100.0%	359,888 / 359,888	100.0%	575,684 / 575,684	100.0%	592,326 / 592,326	100.0%
計	407,598 / 421,978	96.6%	388,696 / 397,201	97.9%	367,507 / 368,907	99.6%	587,256 / 590,916	99.4%	647,161 / 648,301	99.8%

【主な成果】

- 低コスト再造林モデル林を15箇所設定し、H27～R5で一貫作業による再造林を89ha実施
 - 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを、H26～R5で293ha実施（少花粉の割合100%を概ね達成）
 - 国庫補助事業と連携し、H26年度以降、年平均110haの再造林を実施
 - 令和4年度に、シカ防護柵の見回り及び修繕に係る補助事業を創設
- 再造林40ha/年

【森税を活用した今後の取組】

低コスト造林技術の確立

- ・森林所有者へ施業方法及び体系の提示

少花粉苗木供給体制の強化

- ・今後増加する植栽の需要に対応できる生産体制の確保

シカ被害対策の強化

- ・防護柵の設置及びD Xを活用した捕獲技術の確立

県下の林業関係者が一堂に会する「確実な再造林に向けた対策検討会議」を設立し、対策を検討

県全域の森林において「伐って、使って、植えて、育てる」林業サイクルの循環を実現

少花粉苗木への植え替えにより花粉発生の抑制に寄与する

I 水源^{かん}の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

- (1) 荒廃した里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保
- (2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

取組のポイント

- 松くい虫被害林の健全化及びナラ枯れ被害の拡大防止
松くい虫・ナラ枯れ被害林を病害虫に強く健全な天然林へ誘導
- 土砂災害の発生防止 ・野生鳥獣被害の防止
集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査を実施
- 野生鳥獣被害の防止
薄暗く荒廃した里山林等の整備、有害野生鳥獣生息域での緩衝帯の整備等を実施

現在の里山林等を取り巻く情勢

- ◆松くい虫の被害は年々減少しているものの、依然として広範囲にわたり発生
(昭和49年22万㎡→令和5年0.28万㎡)
- ◆ナラ枯れ被害については被害量は減少傾向にある一方、被害地域は県北部から南部へと拡大
- ◆森林所有者が管理を放棄した里山林は薄暗く荒廃し、有害鳥獣の生息場所となっている。
- ◆集落周辺の荒廃した里山林の整備等を引き続き支援し、県民の安全・安心を確保する必要がある。

取組への充当額

合計 1,658,930千円

1期 H16～H20
83,703千円

2期 H21～H25
435,693千円

3期 H26～H30
535,787千円

4期 R元～R5
603,747千円

主な取組実績

- 里山林の整備 (H26～R5)
136ha
- 松くい虫被害木、危険木の除去(H26～H30)
10,132㎡
- ナラ枯れ被害拡大防止対策 (H26～R5)
樹幹注入 1,357本
伐倒駆除 4,598㎡
- 集落周辺の荒廃森林調査の実施 (H26～R5)
県内全域 (年平均) 1,710人日



ナラ枯れ被害拡大防止に向けた対策



危険木の伐倒



集落周辺の荒廃森林調査

【主な成果】

- 松くい虫被害地を、広葉樹林等へ再生するなど、被害量はピーク時の約1%まで減少
- ナラ枯れ被害地での駆除対策や予防対策を行うことにより、周辺森林への急激な拡大を抑制
- 学校等公共施設周辺等の重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性等を把握し、市町村等との情報共有を行うことで、安全で快適な森林環境を確保
- 市町村からの提案による、危険木伐倒等を支援し、地域の課題解決に貢献

【森税を活用した今後の取組】

- ・不要木の除去等により里山林の再生を支援
- ・人家・農地等の周辺森林に有害鳥獣との緩衝帯を整備
- ・学校等公共施設周辺等の重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性等を把握
- ・良好な景観・自然を有する森林において、ナラ枯れ被害木の駆除を促進



安全で快適な森林環境を確保



土砂崩れ等の山地災害による被害や、倒木、鳥獣被害などを防ぎ、県民の生命・財産を守る

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

1 力強い担い手の確保・育成

- (1) 新たな担い手の確保と育成強化
- (2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

取組のポイント

- 生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するため、引き続き、若者の林業への参入を支援
- 現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することで、優れた担い手の育成強化
- 意欲と実行力を有する林業事業体の取組を重点的に支援

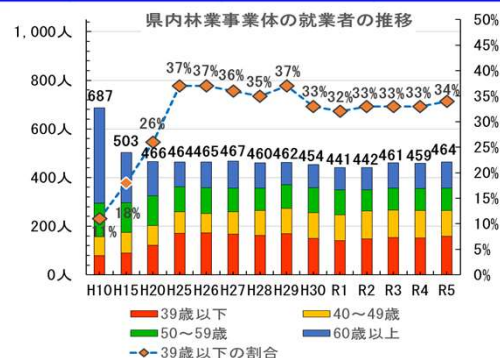
ビジョン数値目標

◇ 認定事業体の林業現場作業員

項目	現況 (R5)	目標 (R12)
作業員数	464人/年	540人/年

現在の担い手を取り巻く情勢

- ◆少子高齢化が進み、林業のみならず各分野で担い手不足が進行
- ◆死亡災害の約7割が伐木作業時に発生しており、伐倒技術の向上が急務
- ◆林業における労働災害発生率は、令和5年の死傷年千人率でみると22.8で、全産業平均2.4の約10倍となっており、林野庁は、今後10年を目途に林業における死傷年千人率を半減させることを目標
- ◆毎年50名程度の新規雇用があるものの、離職者も多く就業者数は横ばい
- ◆再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いており、主伐から再造林まで幅広く対応できる担い手の育成と定着が必要



取組への充当額

1期 H16～H20
186,740千円

2期 H21～H25
211,203千円

3期 H26～H30
156,821千円

合計 709,289千円

4期 R元～R5
154,525千円

主な取組実績

- 優れた知識と技能を有する現場技術者の育成 (H26～R5)
247人 (現場指導者、作業道ハプラー研修の実施)
- 安全作業装備・器具等の助成 (H21～R5)
延べ317事業体 5,472人
- 新規就業者の現場研修経費助成 (H16～R5)
317人 (ニューフォレスター育成支援)
- 高校生等への林業インターンシップ (H26～R5)
312人
- 常設的林業就業相談窓口の設置 (R3～R5)



現場指導者研修



安全装備の購入



林業インターンシップ



相談窓口の設置

【主な成果】

- 就業相談会の開催や職場内研修等の取組の結果、若い担い手の割合が増加
【39歳以下割合 H15 18%→R5 34%】
- 優れた知識と技能を有する現場技術者の育成の結果、林業労働災害が1/2以下に減少
【休業4日以上死傷者数 H15 90人→R5 29人】

【森税を活用した今後の取組】

- ・就業相談会やインターンシップの開催による新規就業者の確保
- ・就労条件の改善と労働災害低減に取り組む林業事業体への支援
- ・毎年の雇用に対し、就業者数は横ばいであり、定着率の向上
- ・主伐から再造林まで幅広く対応できる担い手の育成



岡山の森林・林業を支える担い手の確保・育成・定着



担い手を確保することで、森林が適正に管理され、洪水や渇水、土砂流出を防ぐ森林の機能が強化される

II 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

2 木材の利用促進

- (1) 公共建築物等への木材利用の促進
(2) 県産材の需要拡大

取組のポイント

- 森林資源が充実する中、持続的な林業経営を通じた森林の適正な整備を促進するためには、県産材の需要拡大が重要
- 公共施設や住宅への県産材の利用を更に進めるとともに、非住宅建築物への利用を促進
- 県内の木材加工技術を活かした品質・性能に優れた県産ヒノキ製材品等の国内外への販路拡大を促進

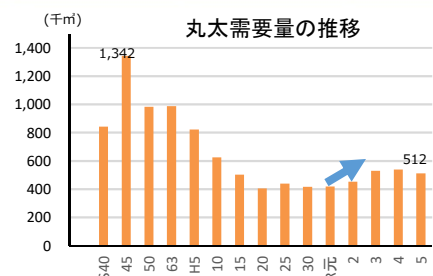
ビジョン数値目標

- ◇ 公共建築物等への木材使用量
- ◇ 木材販路拡大（輸出）

項目	現況(R5)	目標(R12)
公共建築物等 木材使用量	3,026㎡/年	5,000㎡/年
販路拡大（輸出）	8,050㎡/年	20,000㎡/年

現在の木材利用を取り巻く情勢

- ◆木材需要は、近年上昇傾向
- ◆木材の利用は、地球温暖化の防止など森林の多面的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献
- ◆公共建築物だけでなく民間建築物も含めた非住宅分野における構造材や内外装での木材利用に加え、木質バイオマスのエネルギー利用等、多様な木材利用の取組が拡大
- ◆R3のウッドショックにより輸入材の供給リスクが顕在化



取組への充当額

合計 1,829,867千円

1期 H16～H20
351,158千円

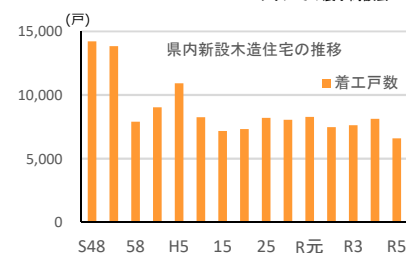
2期 H21～H25
406,724千円

3期 H26～H30
340,260千円

4期 R元～R5
731,724千円

主な取組事例

- 公共建築物等の木造化・木質化、木製品の導入(H16～R5)
1,277件 3,473㎡
- CLTの導入促進 (H29～R5)
46件
- 販路拡大への取組 (H24～R5)
国内外での展示・商談会への出展、販売拠点づくりや新たな製品開発を実施
- 県産森林認証材を使用した新築木造住宅等への補助(R1～R5)
1,410戸



【主な成果】

- 公共施設や住宅等において県産材利用を支援
- CLTの新たな利用を普及促進
- 県産製材品の輸出力・輸出額が上昇



- ヒノキの丸太生産量トップクラス
- 県内新設住宅の木造率が51%(H15)から64%(R5)に上昇
- CLTを使用した建築物の施工件数日本一
- 県産ヒノキ製材品等の新たな販路を開拓

【森税を活用した今後の取組】

- ・中大規模建築物や公共建築物、展示効果の高い建築物への県産材（CLT含む。）を利用した木造化・木質化、木製品の導入及び設計等を支援
- ・木造住宅等への県産材利用を促進
- ・海外を含めた県産ヒノキ製材品等の販路拡大・利用促進のための普及啓発活動を支援



木材の利用促進による林業サイクルの循環を実現



林業サイクルが循環することで、森林が適正に管理され、洪水や渇水、土砂流出を防ぐ森林の機能が強化されるとともに、森林の若返りにより、二酸化炭素の吸収量が増加し、地球温暖化防止に寄与する

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供等

取組のポイント

- 森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開
- 広報・情報発信手段の多様化と充実
- 県民税事業実施者が行う現場からの情報発信

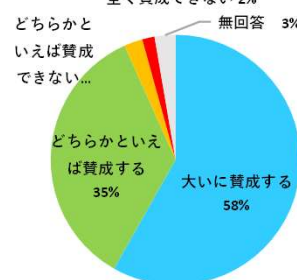
現在の森林・林業に関する県民等の意識を取り巻く情勢

- ◆県民税事業の取組について【県の調査】
・「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成する」が全体の約9割

- ◆森林に期待する役割について【国の調査】
・「災害防止」、「地球温暖化防止」、「水資源を蓄える働き」と回答した人の割合が高い。
・住宅用建材等の原材料となる木材を生産する働きへの期待が上昇

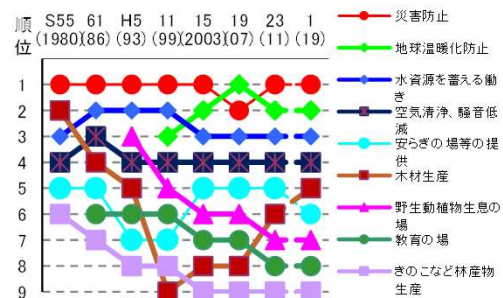
- ◆森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組が進められている。

■森づくり県民税に係る
県民意識調査（回答数：2,961）
全く賛成できない2% 無回答 3%



資料：県アンケート調査等を基に作成

■森林に期待する役割



資料：林野庁資料を基に作成

取組への充当額

1期 H16～H20
41,042千円

2期 H21～H25
26,169千円

3期 H26～H30
29,776千円

合計 224,149千円
4期 R元～R5
127,163千円

主な取組実績

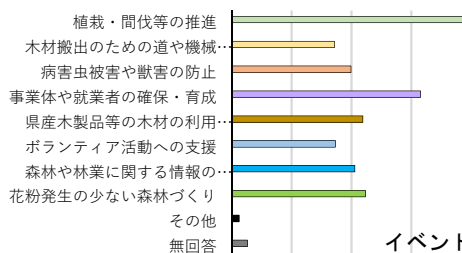


小学校社会科副読本の配布
H26～ 25,000部/年



県内の全高等学校に木製品及び
森林・林業紹介するパネルを設置

■岡山の森林を守り育てるために進めるべき取組（回答数：2,961）
0 500 1,000 1,500 2,000



イベント等でのアンケート調査の実施

【主な成果】

- 森づくり県民税について、「大いに賛成する」「どちらかと言えば賛成する」との回答が93%で、5年前のアンケート調査結果の89%から4ポイント上昇
- 小学校副読本の作成や森林等のPR動画配信など、親しみやすい周知活動を実施
- 県内の全ての高等学校へ木製テーブル等及び岡山の森林・林業を紹介するパネルを設置
- 県民を対象とした森林に期待する役割に係るアンケート調査について、「災害防止」「地球温暖化防止」「水資源を蓄える働き」に加え、住宅等の原材料となる木材を生産する働きへの期待が高まっている

【森税を活用した今後の取組】

- ・イベントでのPR、ホームページの充実等、多様な広報・情報発信手段を活用した情報発信
- ・森林の働きや、林業の役割をわかりやすく表した教材等の作成
- ・学生等が身近に木と触れあえる空間を創出し、木材の良さや木材利用の意義等を普及



森林・林業に係る理解の向上



森林を適正に管理する事の大切さを理解することで、県民全体で岡山の森林を守り育てる意識が醸成される

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

2 県民参加による森づくり活動の推進

- (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進
- (2) 森林・自然を活用した体験学習の促進

取組のポイント

- 自主的なボランティア活動の発展のため、「おかやま森づくりサポートセンター」を拠点とした活動や、企業等との協働の森づくり活動を促進
- 森林・自然を活用した体験学習や山村交流活動を促進

ビジョン数値目標

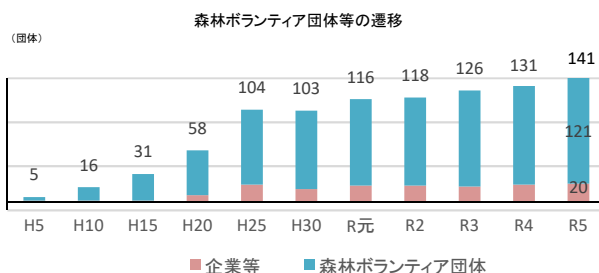
◇ 県民参加による森づくりの推進

項目	現況 (R5)	目標 (R12)
森づくり活動への参加企業	20社	35社

情勢等の変化

- ◆多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向け、企業・NPOに対するPR・情報提供や、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動を実施
- ◆県内のボランティア団体数は増加傾向にあり、森づくり活動に関する相談は増加している。

新規参画の可能性 → 新たな山村価値の創造



取組への充当額

1期 H16～H20
112,225千円

2期 H21～H25
80,240千円

3期 H26～H30
70,000千円

合計 337,260千円

4期 R元～R5
74,795千円

主な取組実績



企業による森づくり
29企業 (H20～R5)



苗木のホームステイ、スクールステイ
77回 (R2～R4)



小中学生を対象としたエコツアー
22回612名参加 (R元～R5)

【主な成果】

- 自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加 (H15 31団体→R5 141団体)
- みどりの大会の開催や山村交流活動により、森林の重要性の理解を促進
- 全国植樹祭と連携し、森林や身近な緑の大切さについて、多くの方々に周知する「苗木のホームステイ・スクールステイ」を実施
- 県内の小・中学校を対象に森林・林業関係施設を実際に見学体験するエコツアーを実施し、森林・林業・木材産業について理解を深める機会を創出

【森税を活用した今後の取組】

- ・おかやま森づくりサポートセンターを核とした森づくり活動を支援
- ・県内の各種行事・イベント等を通じた県民の緑化意識の醸成
- ・児童・生徒等が森林・林業の現場等を見学や体験する活動を促進

多様な主体による森づくりの推進

多様な主体が森林整備に主体的に取り組むことで、災害を防ぐ森林の機能が強化される

効果額の試算

森づくり県民税を財源として、これまでの20年間で間伐を実施した32,081haの森林の代表的な公益的機能に係る効果額は次のとおり試算されます。

なお、試算方法は、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13（2001）年11月）に準拠しました。

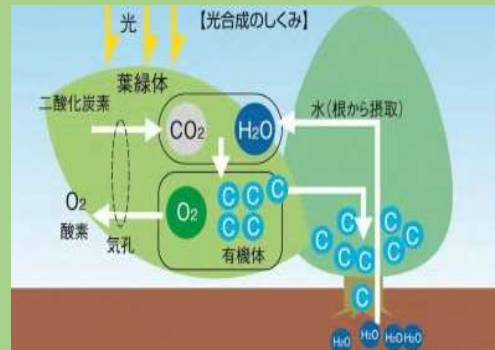
二酸化炭素吸収の効果

約27万1千トンの二酸化炭素を吸収

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え生長する。その森林が適切に手入れされていることが、二酸化炭素の吸収量を増加させることに直接つながる。

約14億9千万円の効果

27万1千トンの二酸化炭素を東京都総量削減義務による排出量取引制度における取引価格で試算



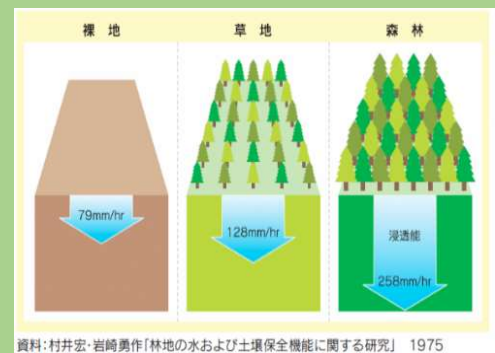
緑のダム効果

森林による貯水量約1億m³

健全な森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんある構造になっている。このため、森林に降った雨はすぐに川に流れ込まずに地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を防いでいる。

約33億9千万円の効果

1億m³の水を貯水ダムで代替する費用で試算



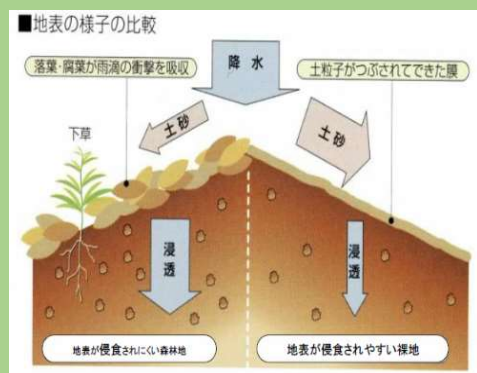
土砂流出防止の効果

約764万m³の土砂流出を防止

森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の流出や崩壊を防いでいる。

約442億4千万円の効果

下流のダムに堆積した764万m³の土砂を除去する費用で試算



森林の働きと私たちの暮らし

岡山県では、高梁川、旭川、吉井川という3つの大きな河川が、県北中国山地を水源に南部平野を貫流して瀬戸内海へ注いでいます。

これらの河川は、延長が短く勾配が急であるため、森林による貯水機能がなければ、大雨が降ると、一気に流れ出して下流に大きな洪水被害を与える一方で、日照りが続くと、川の水がすぐに少なくなり水不足が起こってしまいます。

また、森林による土砂流出防止の効果がなければ、流出した土砂が下流の河道に堆積し、河床上昇や河道埋塞が引き起こされ、洪水発生の危険性が高まります。

このように、森林が適切に管理されることで、県南部で生活する人々を含めた全ての県民が大きな恩恵を受けています。

さらに近年では、生態系の維持、地球環境の保全、地域の持続可能性など、その他の機能についても期待が高まっており、森林を適切に管理することが、ますます重要となっています。

○岡山県の森林・林業の現状と課題

森づくり県民税事業の成果等を踏まえ、岡山県の森林・林業の現状と課題を整理した。

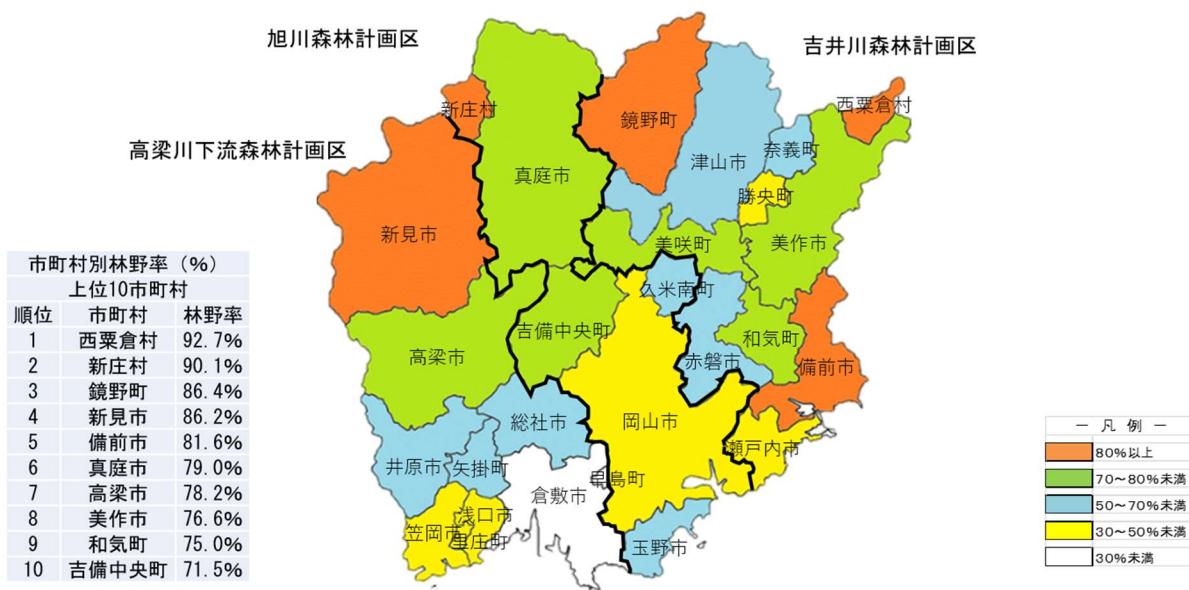
1 森林資源

岡山県の森林面積は約 482 千 ha と、県土のおよそ 68% を占めており、水源の涵養^{かん}、県土の保全などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活に大きく貢献している。

(1) - 1 市町村別林野率

林野率 70% 以上の市町村は県北部に多く、その中でも西栗倉村と新庄村は林野率が 90% 以上となっている。

■市町村別林野率

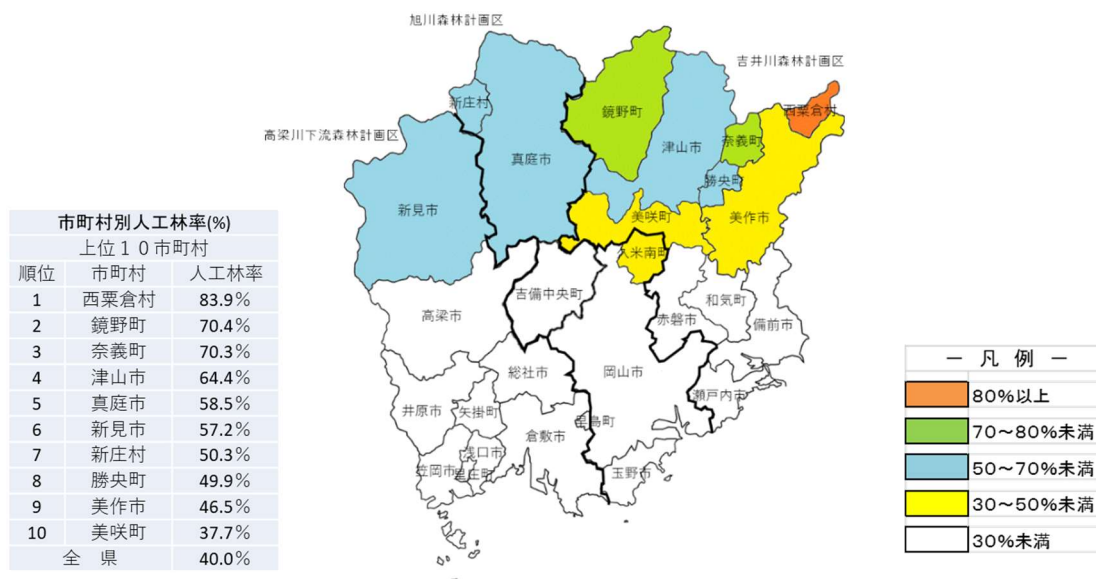


(注) 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在 (資料: 林政課)

(1) - 2 市町村別人工林率

人工林率の高い市町村は、年降水量が 1,400mm を超える県北部地域に集中している。

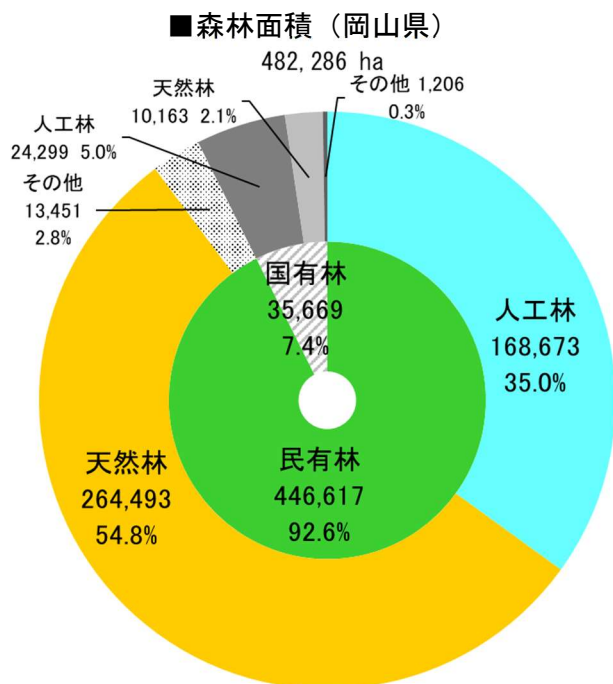
■市町村別人工林率



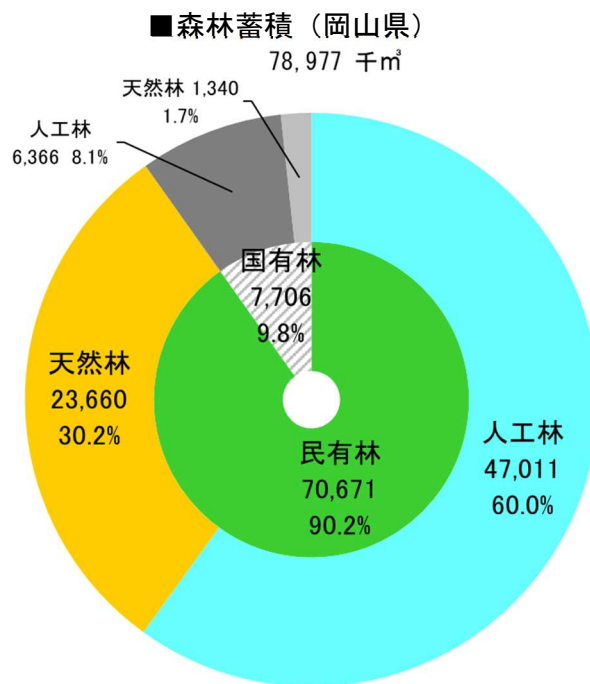
(注) 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在 (資料: 林政課)

(2) 国有林・民有林別森林面積

県内の森林面積の約40%がスギ・ヒノキなどの人工林で、約57%が広葉樹やマツなどの天然林となっている。



単位：ha



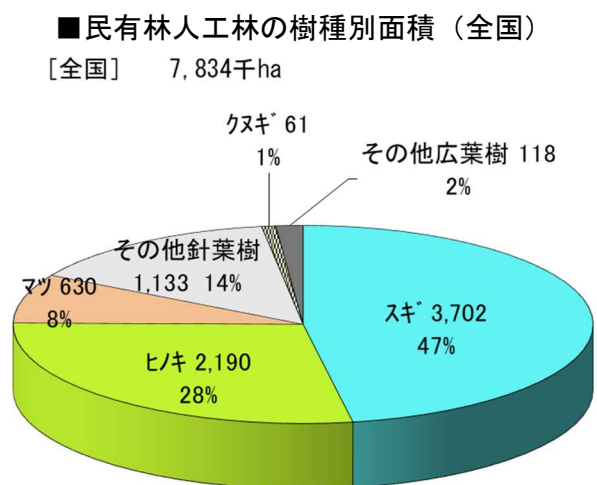
単位：千m³

(注) 令和5(2023)年3月31日現在(資料：林政課)

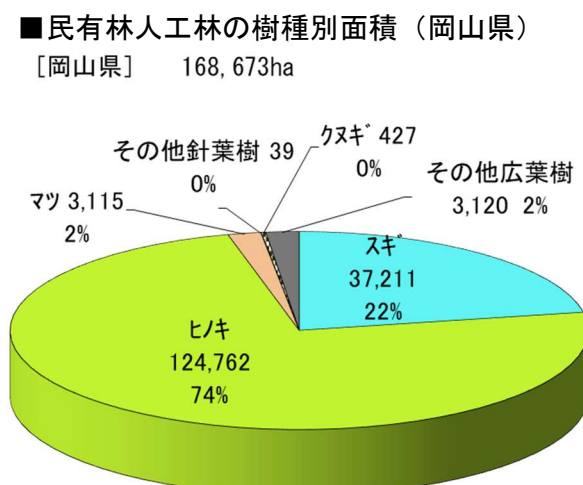
(注) 四捨五入のため計が合わない場合があります。

(3) 民有林における人工林の樹種別面積

樹種別にみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが74%、スギが22%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られている。



単位：千ha

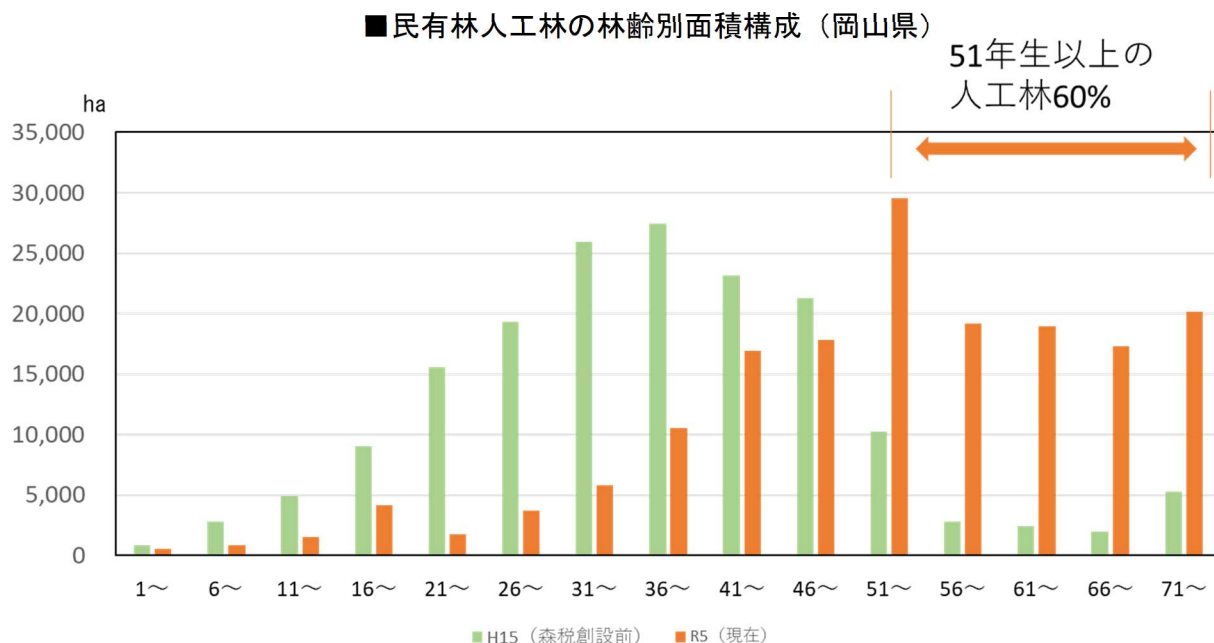


単位：ha

(注) 全国：令和4(2022)年3月31日現在 岡山県：令和5(2023)年3月31日現在(資料：林野庁・林政課)

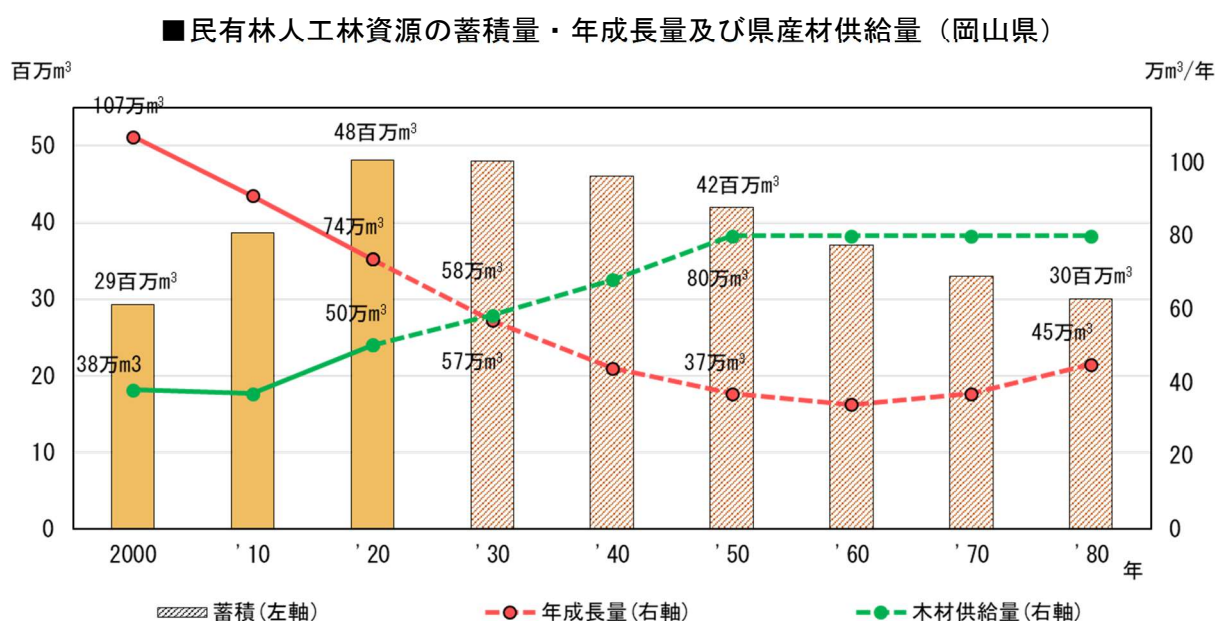
(4) 人工林の林齢別面積構成（民有林）

人工林の半数以上が 51 年生以上となり、皆伐等の主伐期を迎えようとしている一方で、25 年生未満の若い人工林面積が減少しており、林齢の平準化が必要である。利用可能な林齢に対して、伐採利用を図るとともに、再生林による若返りを図る必要がある。



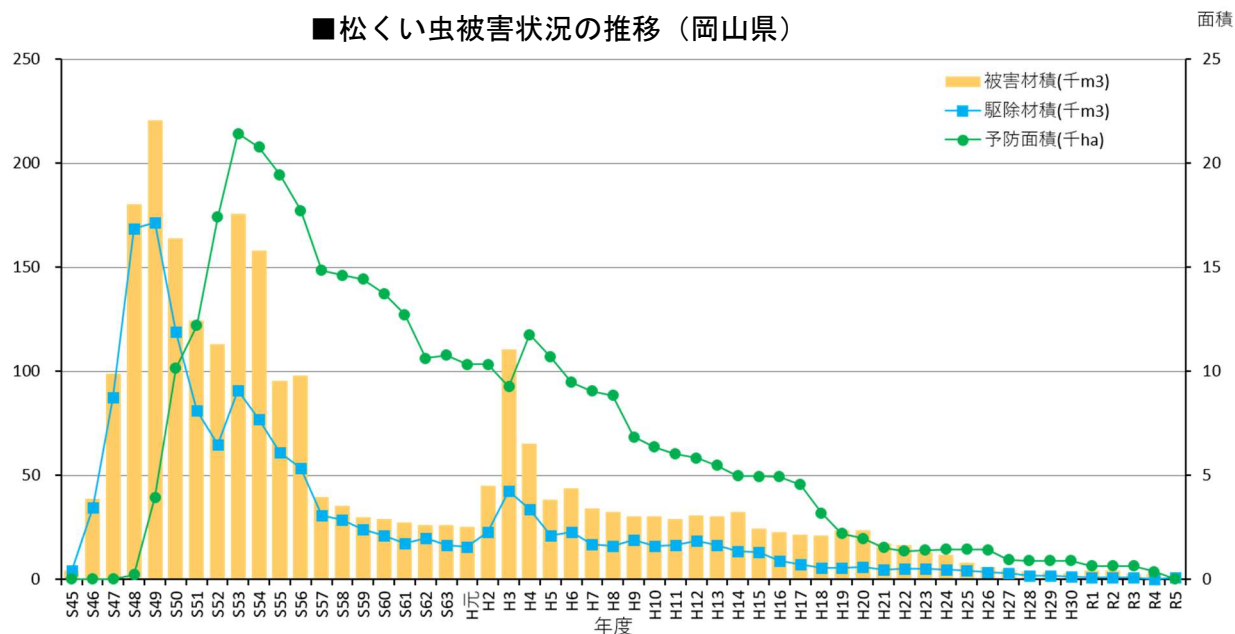
(5) 民有林における蓄積の推移

現在の人工林資源は成長量の高い若齢林の面積が少ないため、年成長量の減少傾向が続き、2030 年頃には年成長量が木材供給量を下回る。今後、再生林を推進して若齢林を造成することで、2060 年頃から年成長量は増加に転じると予測される。



（６）松くい虫被害状況の推移

岡山県の松くい虫被害量は、昭和 49（1974）年度に約 22 万 m³と過去最高であった。その後、空中散布や伐倒駆除などの各種防除対策を実施した結果、令和 5（2023）年度の被害量は約 2,800 m³まで減少したものの、依然として広範囲にわたって被害が発生している。



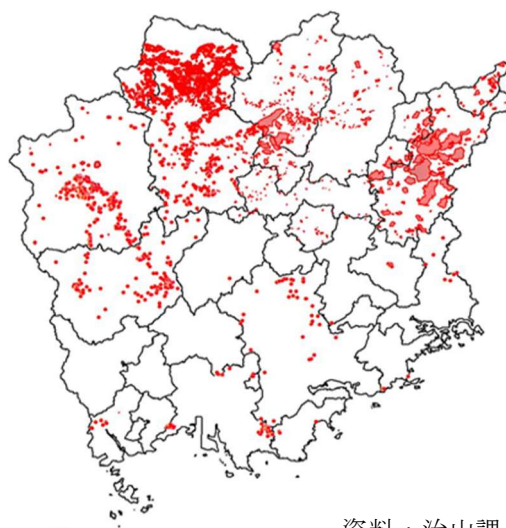
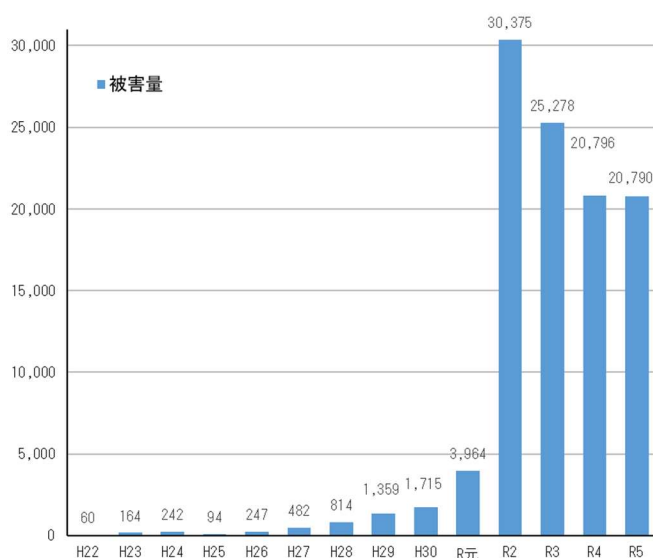
資料：林政課

（７）ナラ枯れ被害状況の推移

岡山県でのナラ枯れ被害は平成 21（2009）年度に初めて被害が確認され、令和 2（2020）年度には被害量が大幅に増加したが、令和 3（2021）年度以降は減少傾向にある。被害は県北部の鳥取県境付近に集中していたが、令和 2（2020）年度以降は、被害の先端地は南下してきており、被害区域は県内全域に拡大している。

■ナラ枯れ被害状況の推移（岡山県）

■令和 5（2022）年度ナラ枯れ被害区域図



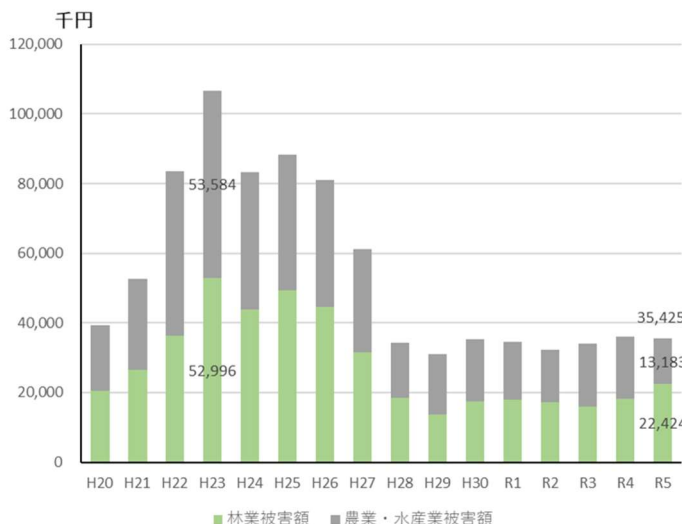
資料：治山課

資料：林政課

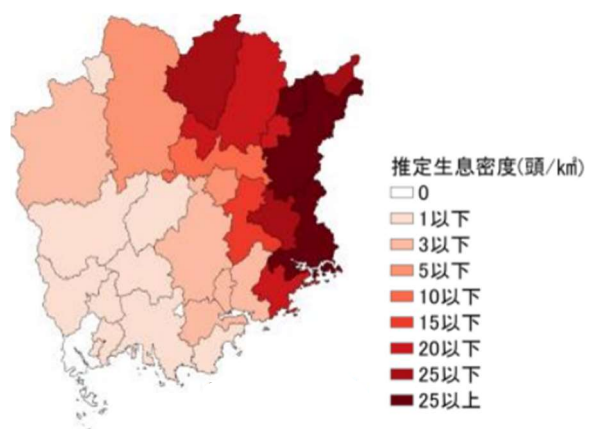
(8) ニホンジカ生息数の推移等

ニホンジカによる林業被害額は平成 23 (2011) 年度をピークに減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移している。令和 4 (2022) 年度の生息密度は、県東部や北東部が多いと推定された。

■農林業被害額の推移（岡山県）



■令和 4 (2022) 年度市町村別の生息密度の推定結果

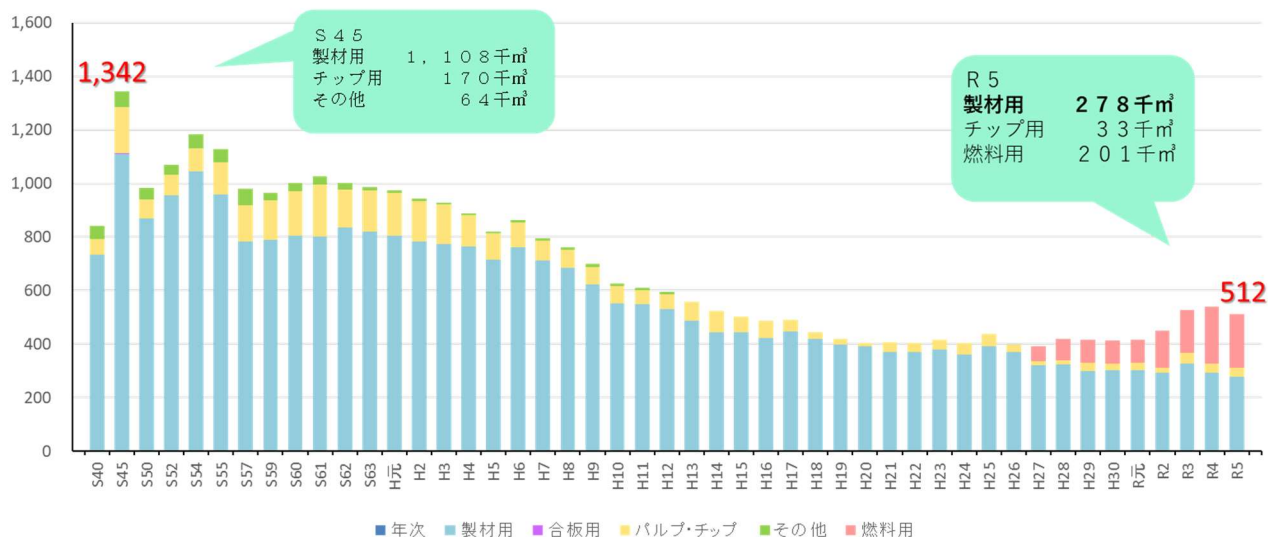


資料：鳥獣害対策室

2 木材（丸太）需要量の推移

岡山県の木材需要量は昭和 45 (1970) 年をピークに年々減少傾向にあり、平成 18 (2006) 年頃から 40 万 m³程度で横ばいに推移していたが、近年は回復傾向にある。令和 4 (2021) 年は需要量全体の約 6 割を製材用が占めている。供給量では 99% を国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっている。

■木材（丸太）需要量の推移（岡山県）

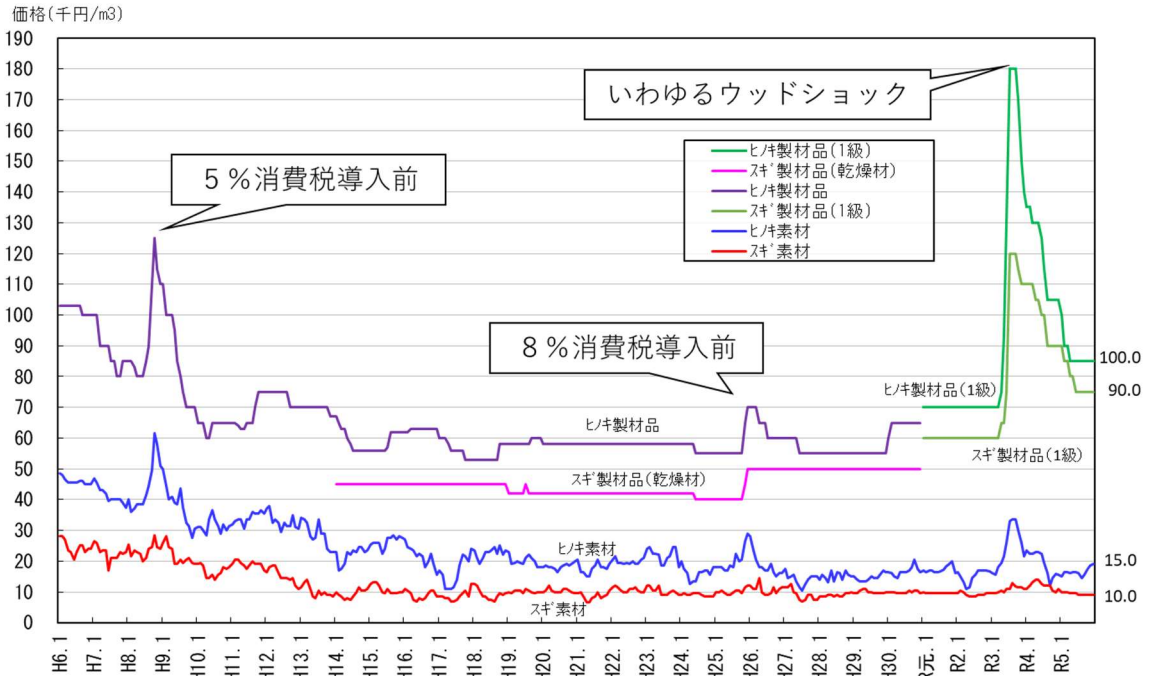


資料：農林水産省「木材需給報告書」

3 木材価格の推移

素材（丸太）価格及び製材品価格ともに、平成9（1997）年以降長期的な下落となっており、近年では令和3（2021）年のいわゆるウッドショックにおいて、ヒノキ素材を中心に一時的な値上がりが生じた。

■木材価格の推移（岡山県）

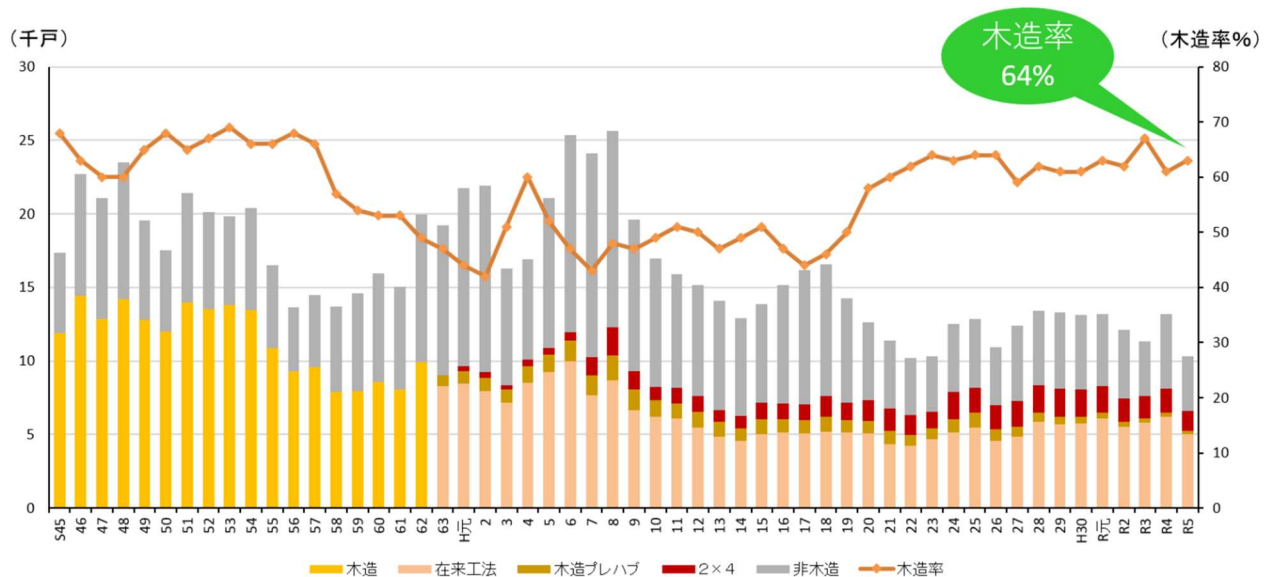


資料：（一社）岡山県木材組合連合会（県内2市場）

4 新設住宅着工戸数の推移

岡山県の令和5（2023）年の新設住宅着工戸数は10,292戸（対前年比22.0%減）であり、うち在来木造住宅は5,033戸（対前年比18.5%減）となっている。新設住宅着工戸数の約6割が木造であり、そのうち約8割が在来木造住宅となっている。

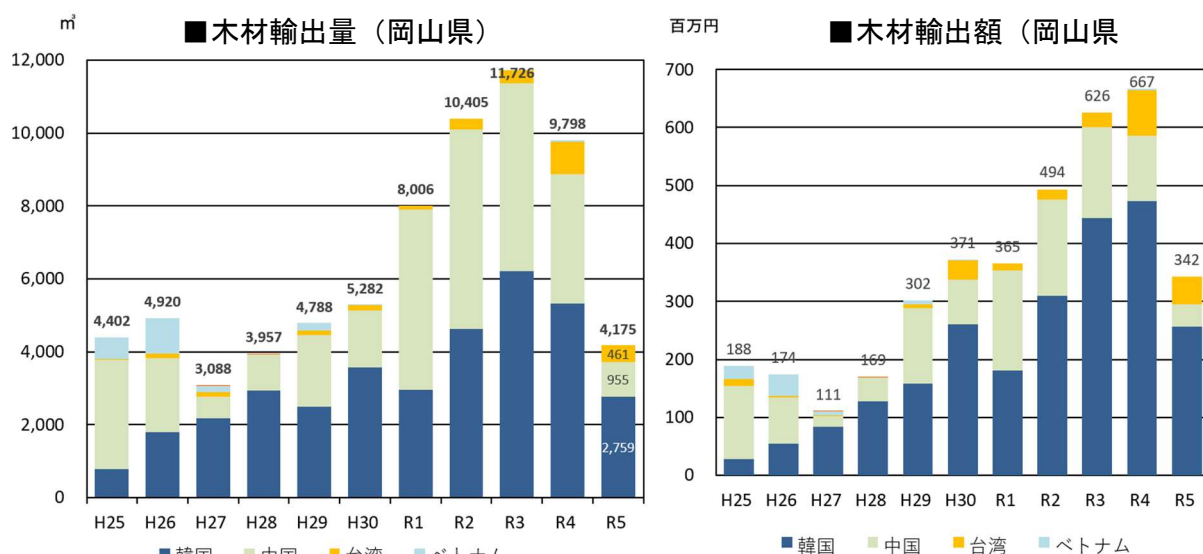
■新設住宅着工戸数の推移（岡山県）



資料：国土交通省総合政策局

5 県内の木材輸出の動向

県では、県内の木材関係団体と連携し、中国・韓国等への販路開拓に取り組んでおり、令和5（2023）年における県内の木材輸出額は約342百万円、前年比では約5割減となった。木材輸出額のうち、韓国への輸出が約7割を占めている。



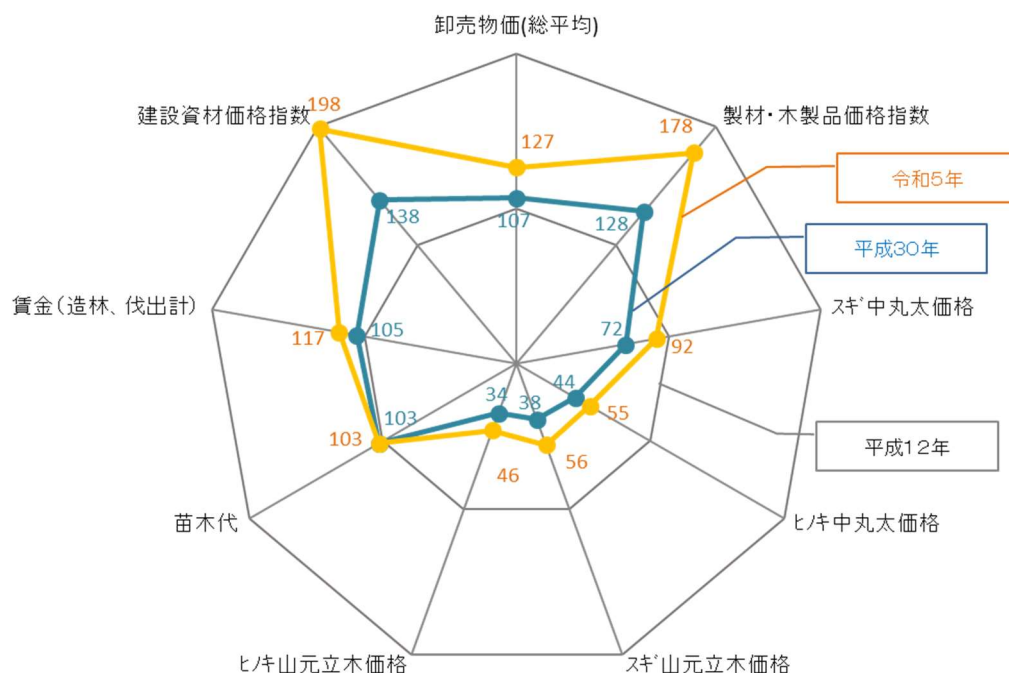
資料：林政課調べ

6 林業経営

（1）林業生産を取り巻く諸因子の変化（平成12(2000)年との比較）

賃金や苗木代は平成12（2000）年と比べてほとんど変わらないのに対し、山元立木価格と丸太価格は下落している。

■林業生産を取り巻く諸因子の変化（平成12（2000）年との比較）



(注) 平成12（2000）年を100としたときの指数

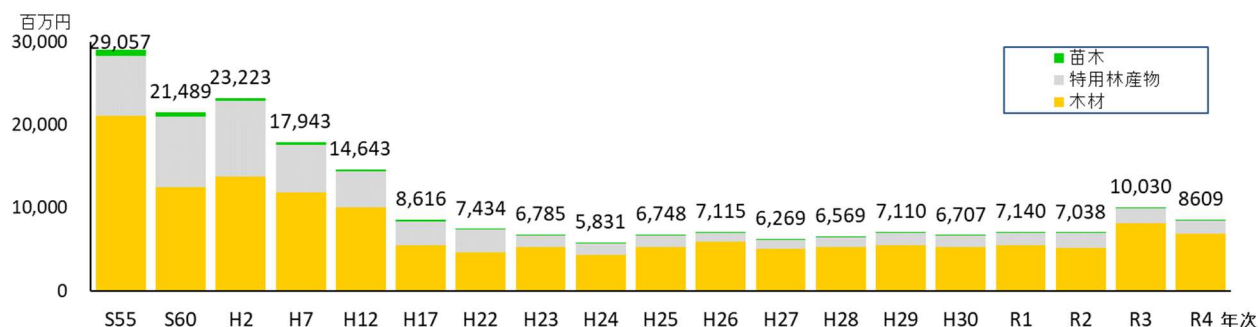
資料：企業物価指数（日本銀行）

木材価格（農林水産省統計部） ほか

(2) 林業粗生産額の推移

岡山県の林業粗生産額は昭和 55（1980）年をピークに減少傾向となっている。令和 4（2022）年の内訳は、木材が約 68 億円（約 79%）、特用林産物が約 16 億円（約 18%）、苗木が約 2 億円（約 2%）となっている。

■ 林業粗生産額の推移（岡山県）

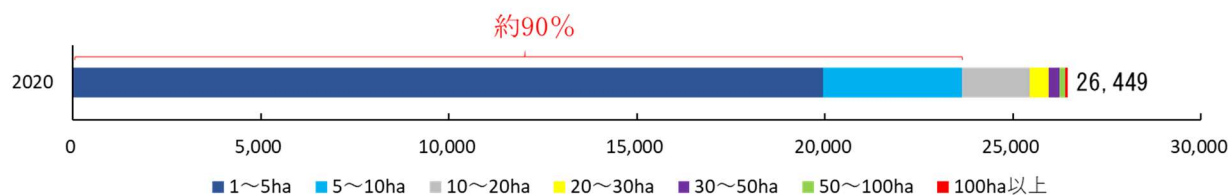


資料：農林水産省統計部「林業産出額」ほか

(3) 保有山林面積規模別林家数

岡山県では零細な林家が多く、保有面積が 1 ha～10ha の林家は全体の約 9 割を占めている。

■ 保有山林面積規模別林家数（岡山県）



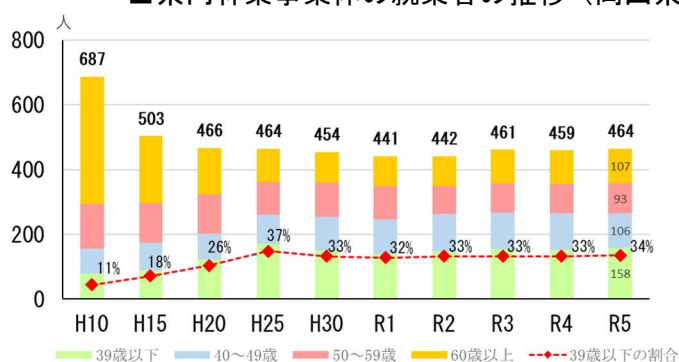
資料：農林水産省「2020 年世界農林業センサス」

7 林業労働力

(1) 県内林業事業体の就業者の推移

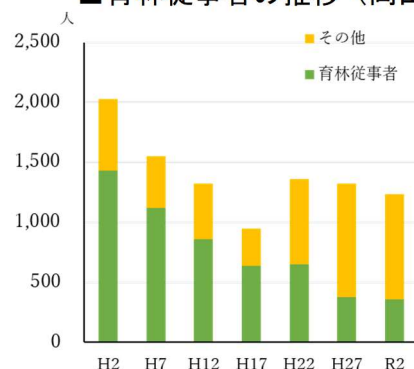
若い林業就業者数は平成 10（1998）年度以降増加傾向で推移してきたが、ここ数年は横這い傾向にある。令和 5（2023）年度就業者の事業体内訳は、森林組合が 167 人（36%）、民間事業体が 297 人（64%）であり、民間事業体の就業者の割合が高まってきた。造林の担い手となる育林従事者については減少が続いている。

■ 県内林業事業体の就業者の推移（岡山県）



資料：林業労働力異動調査・基礎調査（林政課調べ）

■ 育林従事者の推移（岡山県）

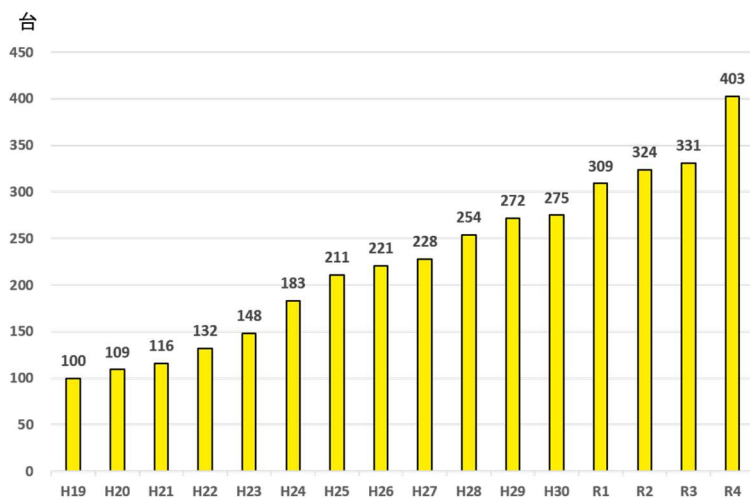


資料：総務省「国勢調査」

(2) 高性能林業機械の導入状況

林業における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入が進んでいる。

■高性能林業機械の導入状況（岡山県）



ハーベスタ（道近くの木を伐り、集める）

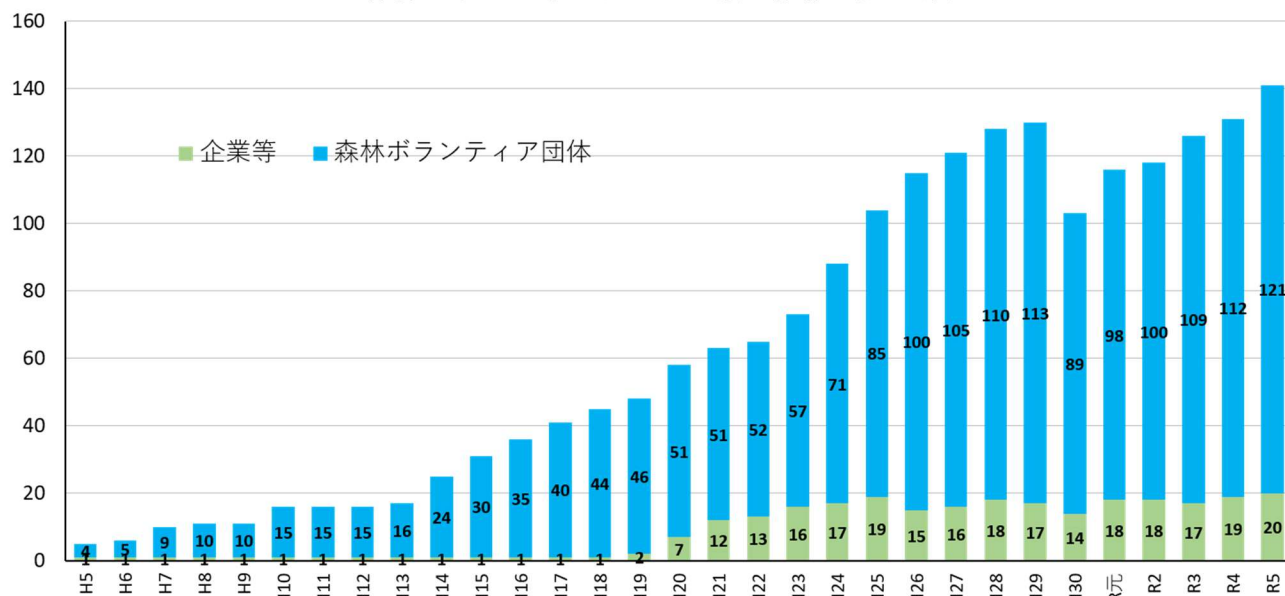
資料：林野庁、林政課

8 県民参加の森づくり

(1) 森林ボランティアグループ数の推移

これまで、県民参加の森づくり活動を支援してきた結果、県内各地で森づくり活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加している。

■森林ボランティアグループ数の推移（岡山県）

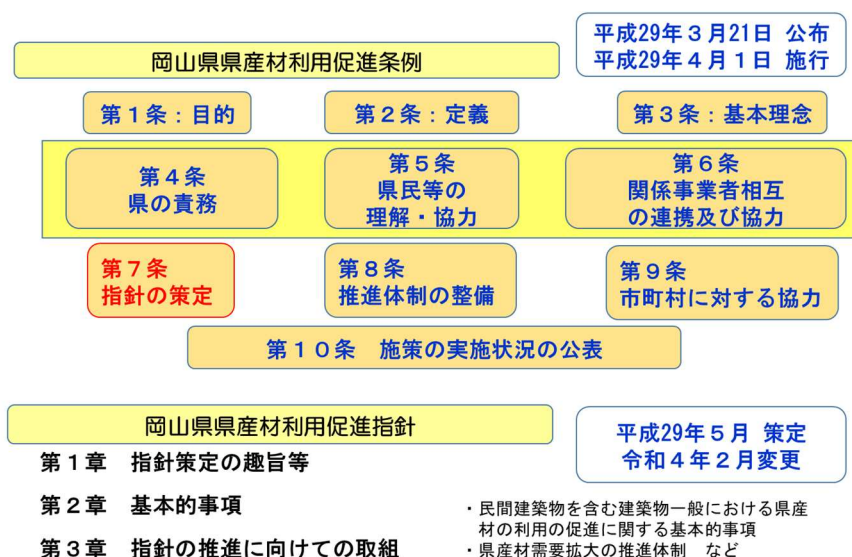


資料：林政課

9 令和元年度からの新たな動き

(1) 岡山県県産材利用促進条例の制定等

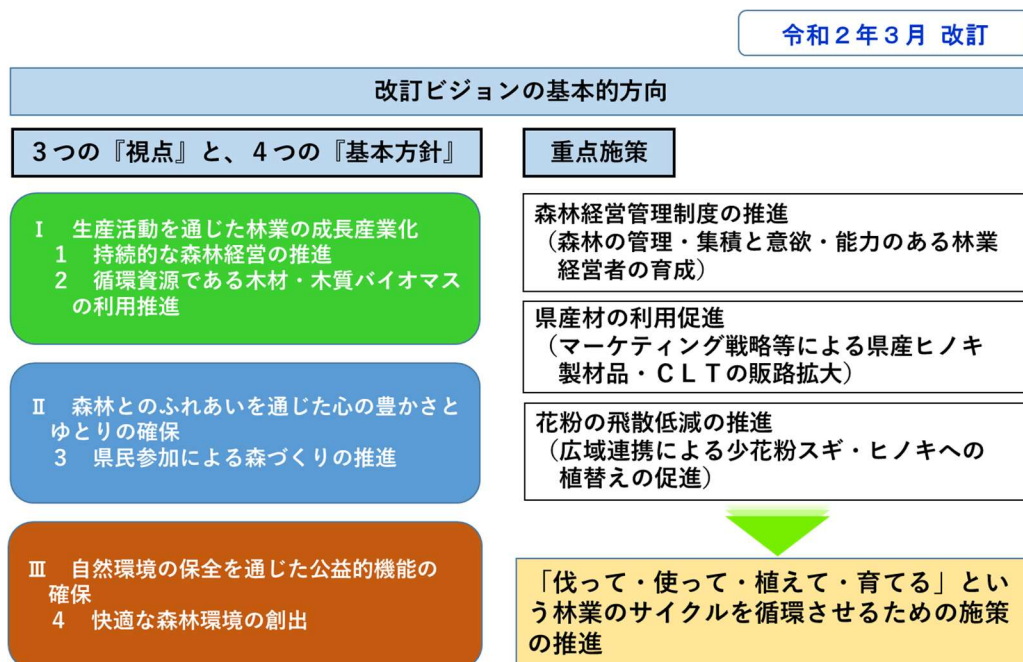
平成 29（2017）年に施行された岡山県県産材利用促進条例に基づき、県では岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた。令和 4（2022）2 月の変更により公共建築物のほか展示効果や中大規模建築物などの先駆性、普及性の高い民間建築物へも幅広く県産材の利用促進を図ることとしている。



(2) 21 おかやま森林・林業ビジョンの改訂

岡山県では、森林・林業分野における施策の展開方向や森林の整備、林業・木材産業の振興等を推進していくための基本指針として、「21 おかやま森林・林業ビジョン」を策定し、令和 2 年（2020）年 3 月に改訂した。

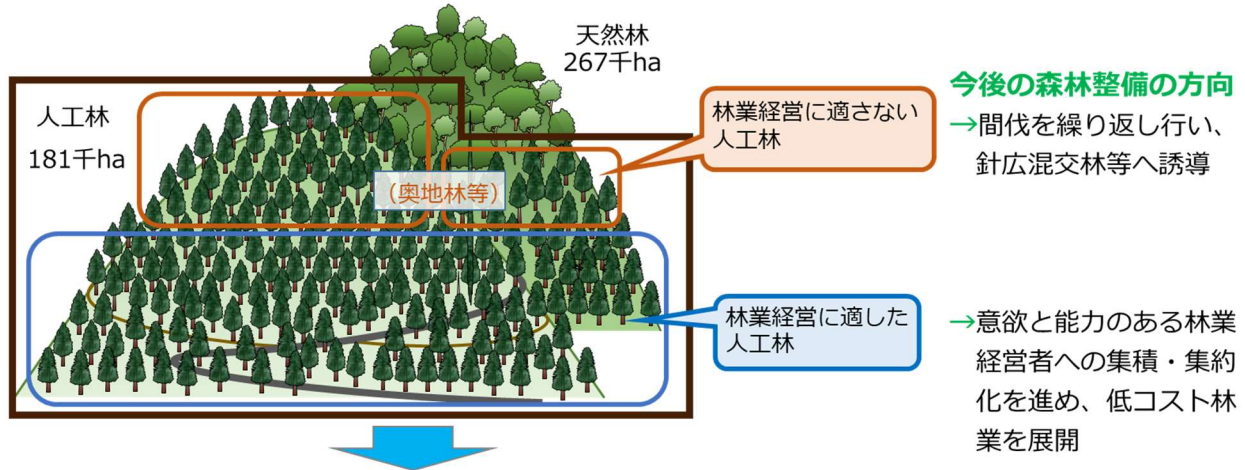
4 つの基本方針のもと、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させることとし、次の 3 つの施策について重点的に取り組む。



【現状】（２０１８年） 民有林森林面積：４４８千ha

人工林(スギ・ヒノキ等) １８１千ha

天然林等（２６７千ha）



【２１おかもやま森林・林業ビジョンによる将来の森林の姿】

【将来】（２０５０年）

人工林(スギ・ヒノキ等) １５１千ha

（２０７０年頃）

人工林(スギ・ヒノキ等)
１２０千ha

針広混交林
(複層林) ６１千ha

経営に適した森林

経営に適さない森林

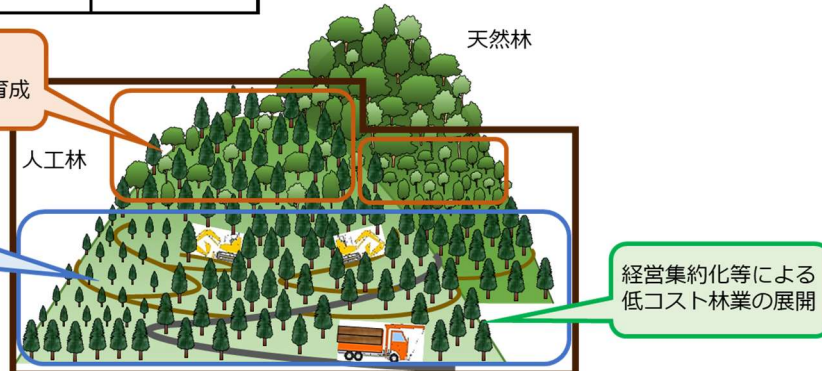
針広混交林(複層林) 30千ha

広葉樹林等(天然林) (２６７千ha)

広葉樹林等(天然林) (２６７千ha)

針広混交林(複層林)
強度間伐の後に広葉樹を育成

少花粉スギ・ヒノキ
への植替え



(3) 確実な再造林に向けた対策検討会議の設置等

豊富な人工林資源を循環利用し、豊かな森林を次世代へ継承していくことが急務となっているが、伐採後の再造林コストが高むことやその後の管理に対する不透明感などから、再造林が進んでいない現状にある。そのため県では「確実な再造林に向けた対策検討会議」を設置し、課題・対策を検討し、合意形成のもと一体となって対策を実行することとした。

確実な再造林に向けた仕組みづくりについて

○再造林の現状と課題

- ・豊富な人工林資源を循環利用し、再造林や間伐等の適切な森林整備を通じて、豊かな森林を次世代へ継承していくことが急務
- ・現状は、伐採後の再造林コストが高むことやその後の管理に対する不透明感などから、再造林が進んでいない
- ・伐採・再造林が進めば、
 - ▶造林・保育に伴う雇用の場の創出や苗木生産活動の拡大等、林業が中山間地域の重要な成長産業の一つになる
 - ▶適正な森林管理・利用を通じて、県民が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受し、2050年カーボンニュートラルの実現にも寄与することが期待



令和5年1月に「確実な再造林に向けた対策検討会議」を設置し、関係者が一堂に会して課題と対策を検討し、合意形成のもと一体となって対策を実行

○確実な再造林に向けた対策検討会議の概要

協議事項：(1) 林業経営に適した森林や造林適地の選定等に関する事項
(2) 再造林のコスト低減や省力化・効率化に関する事項
(3) 伐採と再造林の連携に関する事項
(4) 再造林の支援と管理体制に関する事項 等

構成員：国（岡山森林管理署、森林技術・支援センター、森林整備センター中国四国整備局）

関係市町村（津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、西栗倉村）

関係団体（岡山県森林組合連合会、岡山県木材組合連合会、岡山県山林種苗協同組合）

県（林政課、治山課、県民局森林企画課、森林研究所）



第1回会議開催状況(R5.2.17)

▶今後、伐採と再造林との連携促進や森林経営計画の策定推進等について、具体的な検討を行う予定



第1 おかやま森づくり県民税の必要性

県土の約70%を占める森林は、水源の涵養^{かん}や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有しています。しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくく、一部のスギ・ヒノキ人工林では、依然として間伐など必要な手入れが行き届いておらず、また、伐採地への再造林も進みにくい状況となっています。さらに、松くい虫やナラ枯れの被害を受けた森林や、生活様式の変化等から利用されずに放置された居住地近くの森林においても、その大切な機能が十分に発揮されない状況にあります。近年は局地的な集中豪雨の発生傾向が強まっており、地域によってはこれまでにない激甚な災害が発生する可能性があります。

一方、人々の森林に対する意識は、水源の涵養^{かん}等の公益的機能に加え、木材を生産する機能や地球温暖化防止に貢献する働きなどを重視するようになり、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する県民の期待は一層高まっています。

森づくり県民税は、森林の健全性を確保し、より良い姿で未来へと引き継ぐため、こうした森林の恩恵を公平に受けるすべての県民の理解と協力を求め、県民が一体となって本県の森林を支えていく取組を推進することを目的として、平成16(2004)年度に導入されたもので、これを貴重な財源として、国の補助事業等と連携しながら、本県の森林保全に欠かせない各種施策に活用され、成果を上げてきました。

こうした経緯や、森づくり県民税事業のこれまでの成果、本県の森林・林業における現状と課題及び令和6年度以降、本税と森林環境税が併存する状況を踏まえ、今後の森づくり県民税の必要性について次のとおり整理しました。

1 公益的機能を高める森づくり

(1) 健全な人工林の整備

多くの人工林が伐期を迎えている一方で、若齢林が極めて少ないことから、森林による二酸化炭素吸収量や木材の炭素固定による炭素蓄積量を増加させるなど、森林の公益的機能を持続的に発揮させるために、主伐・再造林を更に促進し、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させる必要があります。あわせて、花粉発生源対策として少花粉苗木による植替えや、シカによる林業被害への対策強化について促進する必要があります。

さらに、伐採と造林の一貫作業や低コスト造林など、新しい施業技術の普及啓発も求められています。

また、施業集約化等が困難な森林における間伐については、これまでの森づくり県民税事業の実施により、国庫補助事業と連携して公益的機能の早期回復に努めてきたところです。しかしながら、依然として、一部では表土の流出が見られるなど公益的機能が低下した森林があり、水源涵養機能^{かん}や土砂の流出防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、継続的な間伐等の実施が必要です。

(2) 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

これまで、松くい虫被害地などの里山林等においては、自然力を活かして広葉樹林等へ再生し、被害の低減や安全で快適な森林環境の確保に努めてきました。

松くい虫被害は年々減少する一方で、近年、ナラ枯れ被害は拡大傾向にあり、現状の対策では被害地域の拡大が懸念されるため、森林病虫害への広域的な防除対策が必要です。

また、県民の安全・安心を確保するため、集落周辺の荒廃した里山林の整備等に対して、引き続き支援していく必要があります。

2 担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

(1) 力強い担い手の確保・育成・定着

若者の林業への就業促進や職場内研修等の取組の結果、県民税創設前と比較して若い担い手の割合が増加しました。

一方で、毎年度 20～30 名程度の新規就業者が確保されていますが、定着が進まない状況にあり、県内の林業事業体の就業者数はここ数年横ばい傾向です。

また、再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いており、林業のサイクルを循環させるためには、伐採から造林までの一貫作業等の新たな取組に対応できる幅広い年代の新たな担い手を確保するとともに、既就業者等の専門技術向上のため、研修環境の充実を図る必要があります。さらに、林業就業者の定着を図るため、不安定な就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備に取り組む林業事業体への支援が必要です。

(2) 木材の利用促進

これまで、多くの県民が利用する公共施設等の木造化・木質化等を積極的に推進するとともに、県産ヒノキの販路開拓を支援してきました。

また、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日に施行された岡山県県産材利用促進条例に基づき、県では平成 29 (2017) 年 5 月に岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進しており、公共建築物をはじめ、民間建築物へも幅広く県産材の利用促進を図っています。

令和 3 (2021) 年に発生した木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）により輸入材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、今後、国産材への転換により海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造を構築し、林業のサイクルを循環させるためには県産材の需要拡大が重要であることから、住宅や公共建築物はもとより、民間非住宅など建築物一般の木造化・木質化等の支援を行うとともに、県内外への新たな販路開拓等を継続していく必要があります。

3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供

これまで、小学校社会科副読本の配付、動画共有サービスを活用した PR などによ

り、森林・林業の大切さに重点を置いた広く親しみやすい情報を発信してきました。

近年の環境意識の高まりに加え、こうした森林の持つ公益的機能の働きや県の取組に対する情報発信を行ってきた結果、県の実施するアンケート調査では、森づくり県民税を活用した施策に多くの賛成意見がある一方で、森づくり県民税の認知度は依然として低い状況です。

このことから、県民全体で森林を守り育てるという意識の醸成と税制度への理解をさらに深めるためには、近年、SNSなど利用される広報媒体が変化していることも踏まえながら、森づくり県民税の仕組みや使途事業の内容等について、児童・生徒も含めた県民全体への広報活動に、より積極的に取り組むことが重要です。

（２）森づくり活動の推進

自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等の活動を支援するとともに、みどりの大会の開催や都市と山村との交流活動を促進してきました。

県民・企業等が新たに森づくり活動へ参画できるよう環境を整備するなど、県民の森づくりに対する意識向上のための一層の取組が必要です。

以上のとおり、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関するこうした施策を長期にわたって継続的に行う必要があり、また、森林の恩恵を受けている全ての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であることから、森づくり県民税を令和6（2024）年度以降も貴重な財源として存続させることとしました。

第2 森林環境税及び森林環境譲与税導入を踏まえた使途事業の方向性

森づくり県民税は、平成16（2004）年に導入されて以来、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、「水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」という3つの柱に従い、平成12（2000）年度に策定した「岡山21世紀森林・林業ビジョン」で描いた将来（2050年）の岡山県の「森林・林業のあるべき姿」を目指し、中長期的なスパンで森林の保全に関する様々な事業に取り組んできました。

一方、平成31（2019）年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和元（2019）年度以降、森林環境譲与税が国から本県及び県内の市町村に譲与され、森林整備及びその促進のための各種施策が行われているところですが、森林環境譲与税による取組は、市町村においては新たな森林管理システムである森林経営管理制度の推進や、それぞれの市町村における地域課題を解決するための独自の取組に活用されています。

このたび、令和6（2024）年度から森林環境譲与税の財源となる森林環境税の徴収が開始されることから、両税の使途の整理を行った上で、相互の成果が上がるよう連携して取り組んでいく必要があります。

1 森林環境税及び森林環境譲与税について

（1）森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30（2018）年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

（2）森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6（2024）年度から、国内に住所を有する個人に対して課される国税です。個人住民税均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収し、その全額が都道府県を経由して国に払い込まれることとなっています。

そして、森林環境税の収入の全額が「森林環境譲与税」として、国から市町村及び都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されます（森林環境譲与税の譲与は、令和元（2019）年から先行して実施されています）。

森林環境譲与税の使途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策に関する費用」に、都道府県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

国の森林環境税及び森林環境譲与税について

○「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成31年法律第3号)

1. 森林環境税〔令和6(2024)年度から課税〕

納税義務者等:	国内に住所を有する個人に 対して課する国税
税 率:	1,000円(年額)
賦課徴収:	市町村が個人住民税と併せて 賦課徴収
国への払込み:	都道府県を経由して全額を国 の譲与税特別会計に払込み
そ の 他:	個人住民税に準じて非課税の 範囲、減免、納付・納入、罰則 等に関して所要の措置

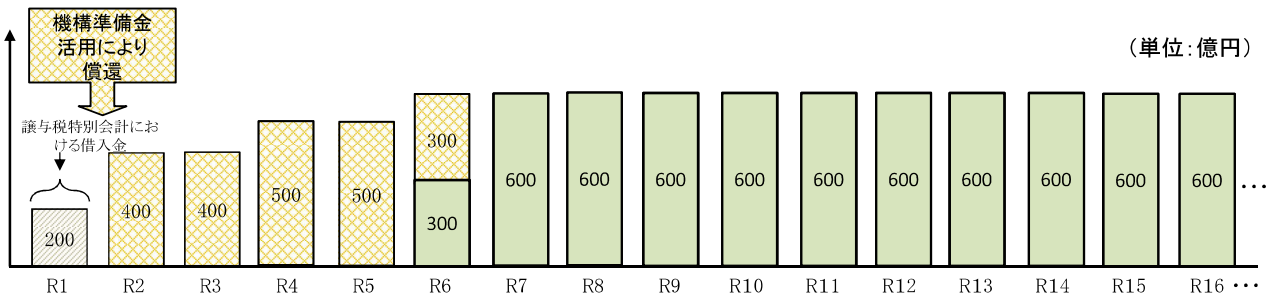
2. 森林環境譲与税〔令和元(2019)年度から譲与〕

譲与総額:	森林環境税の収入額(全額)に相当する額
譲与団体:	市町村 及び 都道府県
譲与基準:	【市町村】総額の譲与割合に相当する額を私有林人 工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で 按分 ※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正 【都道府県】総額割合に相当する額を市町村と同様の基準 で按分
譲与時期:	毎年度の9月及び3月
使途の公表:	インターネットの利用等の方法により公表
譲与額見直し:	R2年度税制改正大綱において譲与額が前倒しで増額 R2・3 200億円→400億円 R4・5 300億円→500億円 (2020・2021) (2022・2023) R6 300億円→600億円 (2024)

3. 森林環境譲与税の使途

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条(森林環境譲与税の使途)

- (1) 市町村 : ア 森林の整備に関する施策
イ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- (2) 都道府県 : ア 市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策
イ 市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策
ウ (1)イに掲げる施策



地方公共団体金融機関の金利変動準備金の活用 2,300億円

(単位: 億円)

都道府県、市町村の割合		80 : 20	85 : 15	88 : 12	90 : 10											
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
全国	市町村分	160	340	340	440	440	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540
	都道府県分	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
岡山	市町村分	3.1	6.7	6.7	8.6	8.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
	都道府県分	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

- 【譲与の基準】
- 市町村分 ——— 50%(R1~R5)、55%(R6~) : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
20%(R1~R5)、20%(R6~) : 林業就業者数
30%(R1~R5)、25%(R6~) : 人口
- 都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

2 おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

森づくり県民税は、平成16（2004）年に導入されて以来、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、3つの柱に従い、森林の保全に係る広域的な取組を行い、成果を上げてきた。

一方、森林環境譲与税は、令和元（2019）年度の譲与開始以来、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に定められた使途の範囲内において、森林経営管理制度の推進による公的な森林整備をはじめ、地域の課題を解決するための市町村独自の取組に活用されている。

しかしながら、森林経営管理制度については、市町村の推進体制が整っていないことや、対象森林の選定、森林所有者の探索に時間を要するなど課題が多いことから、今後も長期的に取り組む必要がある。また、地域課題を解決する独自の取組についても、成果を上げつつある取組も見られるが、総じて経過時間が短いことから、今後も、市町村において継続的に取り組み、成果を検証していく必要がある。

こうした状況から、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、引き続き森づくり県民税を活用した県主導による施策が必要であり、両税が棲み分けをしつつ相互に補完し合い県内の森林保全を総合的に進めていくため、市町村に対し、森林環境譲与税に関する具体的な使途の例示や課題解決に向けた意見交換、おかやま森づくり県民税事業に関する情報提供を行うなど、地域の実情に応じた助言指導を行っていく必要がある。

以上のことから、令和6（2024）年度以降の両税の使途については、次のとおり整理する。また、県と市町村が互いに連携することでより効果的に岡山県内の森林の保全を図ることができると考えられる。

【おかやま森づくり県民税】

県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環による若返りの促進など森林の保全に係る広域的な取組に活用。

【森林環境譲与税】

森林経営管理制度による公的な森林整備のほか、森林整備を促進する上で明らかになった地域の課題を解決するための市町村独自の取組に活用。

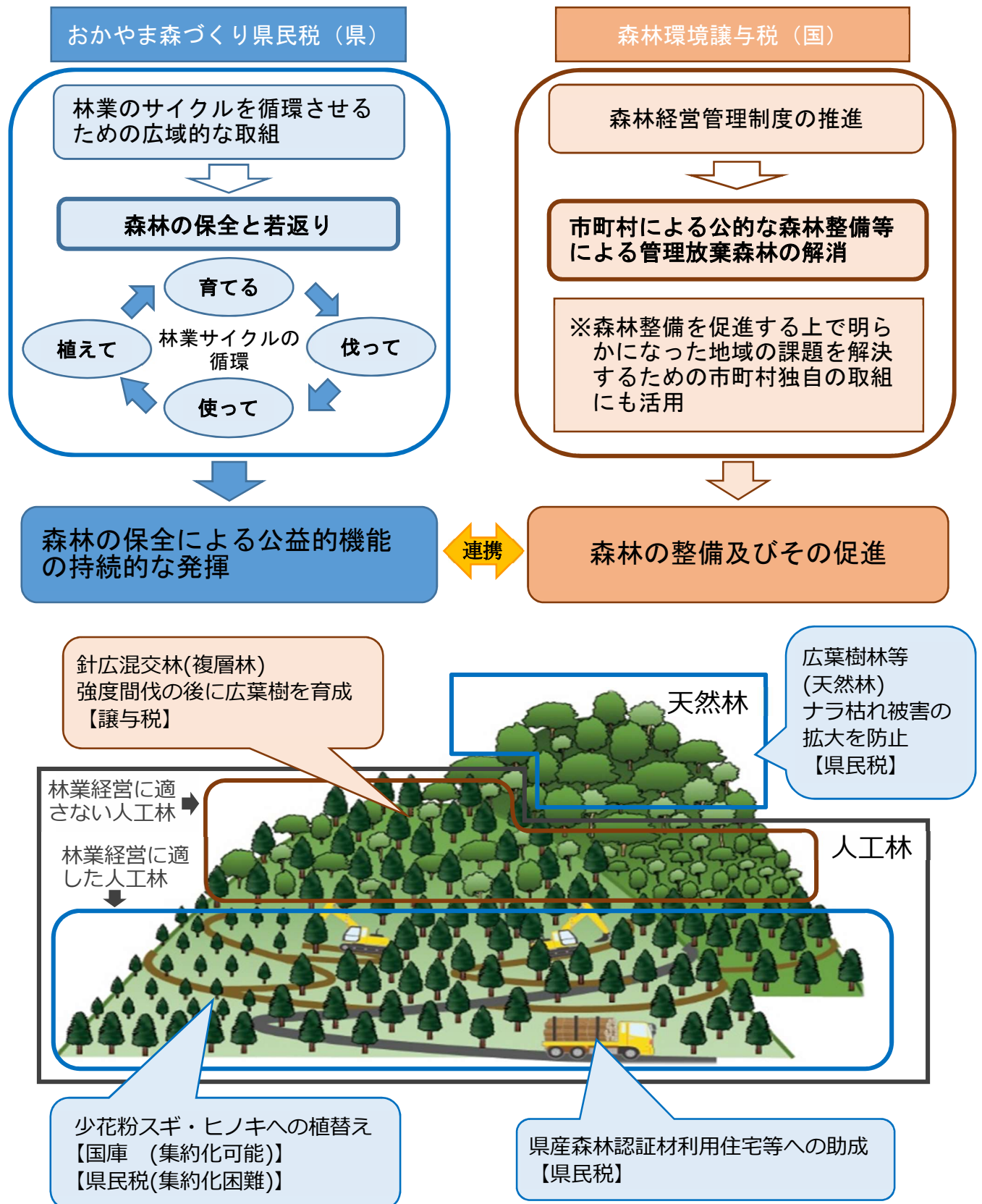
（森づくり県民税事業との連携の中でより一層の成果が得られるよう、市町村と県による連携推進会議等において、使途の方針についての助言を行うとともに、市町村間の情報共有を図る。）

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の整理

区 分	おかやま森づくり県民税（県）	森林環境譲与税（国）
趣 旨	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図ることとする。	森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとする。
使途の考え方	県民共有の財産である森林の持つ公益的機能の恩恵を将来にわたって享受できるよう、「伐って、使って、植えて、育てる」という林業のサイクルを循環させるための広域的な取組に活用する。	市町村による新たな森林管理システムである森林経営管理制度の推進や、それぞれの市町村における課題解決のための取組に活用する。
使 途	〔県〕 広域的な取組への支援 ・ 森林の持つ公益的機能を高める森づくり ・ 担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進 ・ 森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進 【具体的な使途の例】 ・ 所有者が自ら管理する人工林における間伐等への支援 ・ 担い手への技能研修の実施、林業経営体への就労条件改善支援 ・ 県産材利用施設への支援 ・ 森林の働き等について県民への情報提供	〔市町村〕 森林経営管理制度の取組 地域の実情に応じた取組 ・ 地域の課題に対応した森林の整備 ・ 地域における担い手の確保・育成 ・ 地域材の利用促進 など 〔県〕 森林経営管理制度に取り組む市町村の支援 【具体的な使途の例】 ・ 管理放棄された人工林を市町村が直接管理（総社市ほか） ・ 林業体験の開催や定住支援等による地域における新規就業者の確保（美咲町、鏡野町ほか） ・ 市町村施設の木造・木質化（岡山市ほか） ・ 森林環境譲与税の活用状況について市町村民への情報提供（全市町村）

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

- 森づくり県民税は、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環による若返りの促進など森林の保全に係る広域的な取組に活用。
- 森林環境譲与税は、森林経営管理制度による公的な森林整備のほか、森林整備を促進する上で明らかになった地域の課題を解決するための市町村独自の取組に活用。



3 おかやま森づくり県民税の使途の考え方

これまでの事業の成果や現状に鑑み、今後とも次の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のため、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととします。また、その使途については、施策の必要性及び緊急性並びに森林環境譲与税を取り巻く国、市町村の動向等を十分勘案して決定するものとしてします。

使途の考え方

水源^{かん}の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 持続的な林業の実現と花粉発生源対策の加速化を図るため、伐採・再造林による人工林の若返り化や、少花粉苗木の安定供給体制の整備等を推進し、併せてシカ被害対策に取り組む。
- 継続的な間伐等の実施により、健全な人工林の整備を推進する。
- ナラ枯れ被害等の拡大を防ぐため、総合的な被害対策を実施する。

森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

- 新たな担い手の確保と、育成のための研修環境を充実させるとともに、定着のための就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備を支援する。
- 木造住宅をはじめ非住宅建築物でも森林認証材や県産乾燥材・CLT等の利用を促進するとともに、ヒノキ製材品等の県内外への販路開拓等を支援し、県産材の需要拡大を図る。

森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成と、森づくり県民税の認知・理解を深めるため、多様な広報・情報発信手段を活用し、児童・生徒を含めた県民全体への広報活動に取り組む。
- ボランティア団体や企業による森づくり活動を支援するとともに、各種行事を通じた県民の緑化意識醸成のための取組を行う。

4 施策毎の推進方向・具体的施策

(1) 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

① 健全な人工林の整備

ア 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策の加速化

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、持続的な林業を実現するため、ゾーニングに基づき林業生産に適した人工林では、再造林による人工林の若返り化を図り、本県の森林資源を均等な年齢構成へと誘導します。なお、シカの生息密度の高い地域では、再造林地における苗木の食害が課題であるため、捕獲を含めたシカ被害軽減のための対策を強化します。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、造林補助事業等と連携し、花粉の飛散低減に向けたスギ・ヒノキ人工林の伐採促進、少花粉苗木による植替え等の支援及び少花粉苗木の安定供給体制の整備等を推進します。

イ 継続的な間伐等の促進

国の造林補助事業の採択基準では、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業集約化が必須となっていますが、一部では、地形等の条件により集約化が困難で、間伐が進みにくい森林が存在します。このため、施業集約化等が困難で国庫補助の対象とならない間伐等への支援を継続的に行うとともに、作業道の開設や補修、スギ間伐材搬出への支援、造林補助事業で行う間伐等への対応を引き続き行います。

② 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等においては、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした里山林等の再生を促進するほか、有害鳥獣対策として緩衝帯の整備を行います。また、学校等公共施設や集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や山地災害の危険性を調査・周知することで、住民の安全・安心の確保に努めます。

県内全域で拡大傾向にあるナラ枯れ被害等の森林病虫害への対策として、被害地域ごとの状況に応じた被害対策を実施し、被害拡大を最小限に抑えるとともに、被害を受けにくい森林へ誘導します。

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

① 力強い担い手の確保・育成・定着

ア 新たな担い手の確保と育成強化

若者や他産業からの転職者など幅広い人材確保のため、Iターン等就業希望者への雇用情報の提供、高校生等を対象としたインターンシップの実施及び各種広報媒体を通じた就業促進に向けた情報発信等を行います。

また、新規就業者の育成・定着を図るため、引き続き、就業に必要な基本的知

識・技術習得のための職場内研修等の支援を行うほか、現場技術者を対象とした研修環境の充実を図り、専門的な知識と高い技術力を備えた人材を育成していきます。

イ 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

林業労働者の雇用は、林業作業の季節性や事業主の経営基盤のぜい弱性等により、必ずしも安定していないことが多い状況です。担い手定着のため、林業事業体が行う雇用条件の改善に向けた取組や、現場技術者が働きやすい環境整備等に対して、重点的・総合的に支援します。

また、労働災害の低減を図り、安全で魅力ある林業となるよう、安全作業に必要な装備・器材の導入や作業現場への巡回指導を引き続き支援します。

② 木材の利用促進

ア 民間建築物等への木材利用の促進

広く県民に対して、木と触れあい、木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、展示効果の高い民間建築物等に対し、県産の森林認証材やC L T等を利用した木造化・木質化、木製品の導入及び設計の支援を行うなど、中大規模建築物や低層非住宅建築物への木材利用を促進します。

また、住宅建築が建築用木材需要の大半を占めることから、木造住宅を普及し、森林認証材や品質・性能に優れた県産乾燥材、C L T等の利用を促進します。

イ 県産材の需要拡大

これまでの取組により中国・韓国・台湾等において新たな販路を開拓してきており、高品質な県産ヒノキ製材品等をさらに海外を含めた県内外へP R し、県産材の販路を拡大するとともに、国際的な木材取引において標準となりつつある森林認証材の普及や、エンドユーザーや都市住民を対象とした県産材の利用促進のための普及啓発活動等を支援します。

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

① 県民への情報提供等

県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識を更に醸成し、森づくり県民税の仕組みや使途事業の内容等を県民に認知・理解していただくため、引き続き森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、マスメディアやSNS等、多様で効果的な広報・情報発信手段の活用、県民税事業実施者からの情報発信等を行うとともに、児童・生徒等が身近に木と触れあえる空間を創出するなど、森林・林業の役割、木材の良さ及び木材利用の意義等を普及します。

また、本税の制度を認知している人の多くは、本税の趣旨に賛同する傾向がみられることから、森づくり県民税自体の認知度向上のための取組をこれまで以上に強化するとともに、森林環境譲与税との違いについてもわかりやすく伝えるよう努めます。

② 県民参加による森づくり活動の推進

ア 県民参加による森づくり活動の一層の推進

森づくり活動の一層の促進を図るためには、県民・企業等が森づくり活動に新規参加できる環境の整備が必要であることから、「おかやま森づくりサポートセンター」を核として、森づくりに関する情報の提供や相談窓口の開設、企業等による森づくり活動の支援等を行います。

イ 森林・自然を活用した体験学習の促進

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきたところであり、今後も「みどりの大会」や県内で開催される各種行事・イベント等を通じて県民の緑化意識の醸成を図ります。

また、児童・生徒等による森林・林業現場の見学や体験活動等を促進するとともに、森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動を引き続き支援します。

第3 税制度のあり方

1 課税方式

森づくり県民税は、森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者に理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものです。

本県の採用する県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っています。

また、導入以来、適切に賦課徴収が行われ、納付、納入についての問題も生じておらず、本県の課税制度として定着しています。

さらに、全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等も踏まえ、現在の課税方式が適当であるとされました。

2 税率

森づくり県民税は、「第2 使途事業の方向性」で示した、①水源の涵養^{かん}、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に沿って実施する各種事業の財源となるものであり、これらの事業は今後も継続して実施する必要があることから、現在の税率を維持するのが適当であるとされました。

また、本県の税率は全国的にみても標準的なものであって、同様の税を導入する他府県と比較しても、税率の維持による県民の負担は特段過大であるとは認められません。

なお、令和6（2024）年度から国税である森林環境税の賦課徴収が開始されることに伴う県民の負担増等を勘案すべきとの意見もありましたが、同税を財源として市町村に配分される森林環境譲与税（令和元（2019）年度から先行譲与）で行う事業については、森づくり県民税で行う事業との使途の区別がなされており、現時点で森づくり県民税の税率等を変更すべき状況にはないとされました。

3 課税期間

森づくり県民税は、森林保全のための特別な負担を求めるものであり、その課税期間は限定することが適当ですが、森林保全を目的とする本税の導入効果を検証するためには、複数年にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があると考えられます。

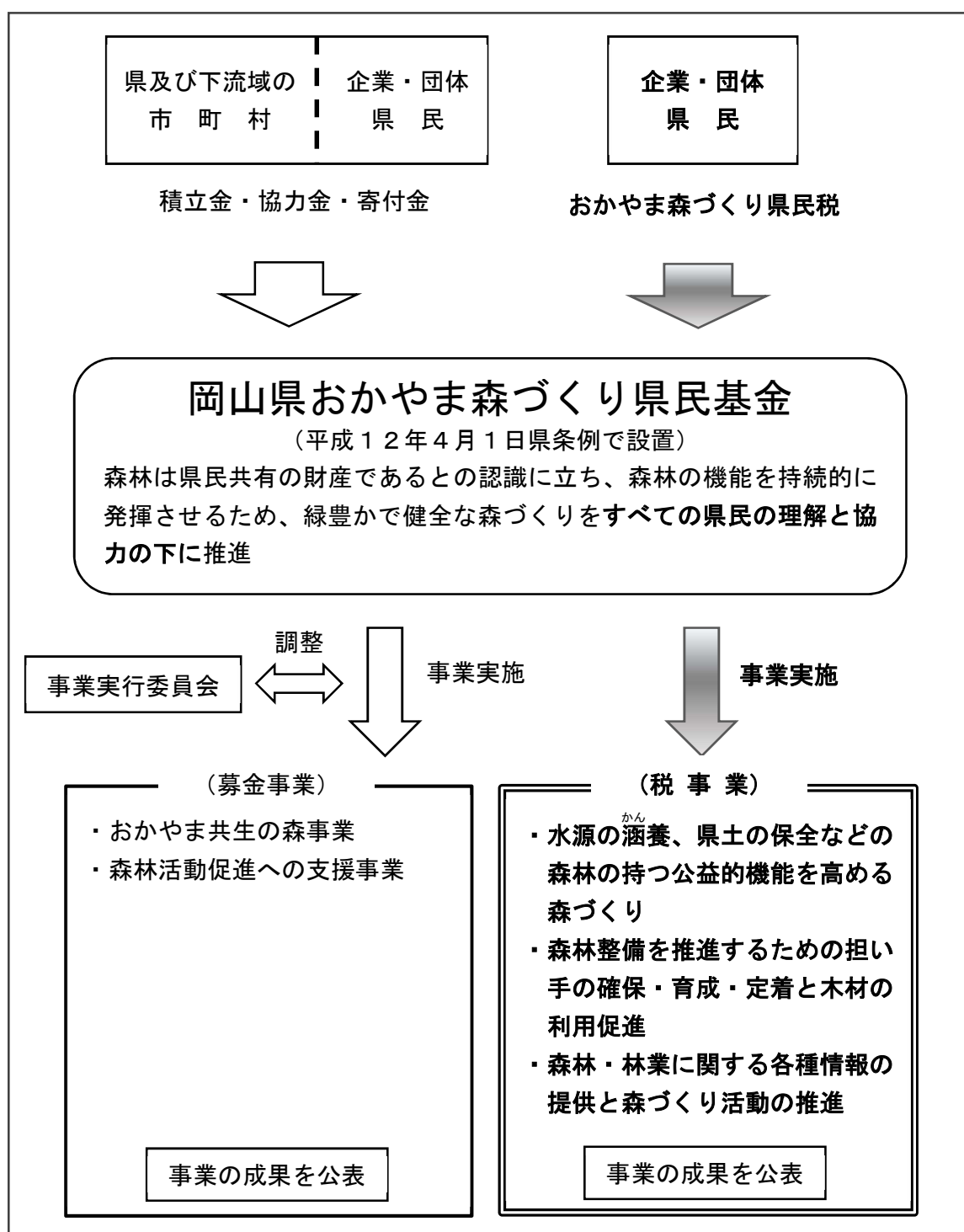
導入から20年目を迎え、制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5年間（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度まで）とすることが適当であるとされました。

なお、令和11（2029）年度以降の森づくり県民税のあり方については、今回の課税期間が終了する令和10（2028）年度までに、各種事業の実施状況や森林環境譲与税の使途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当であるとされました。

第4 基金のあり方

森づくり県民税は、本来は使途が限定されない普通税ですが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要があるとあり、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に税収を一旦積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当することにより使途を限定してきたところです。

こうした税制の性格を踏まえれば、今後においても税収の使途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていきます。



(資 料 編)

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	
おかもと き よ し 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
い し い きよひろ 石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
おかもと あきら 岡本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	
こしま きよし 越磨 潔	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
ち ば きょうぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
ないとう こ 内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ち え こ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
ふじわら ゆ り こ 藤原 裕里子	税理士	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日

岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成三十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二〇条例三九・平二五条例六六・平三〇条例六四・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・平三〇条例六四・令二条例四四・一部改正)

(使途)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金(岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(特例)

- 3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

- 4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

- 5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日

岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて

導入までの経緯

- 平成 13 (2001) 年 5 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始
- 平成 14 (2002) 年 3 月：税制懇話会から知事に報告
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求める課税方式（法定外目的税）を提示
- 平成 15 (2003) 年 6 月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、7 月から税制懇話会において再検討を開始
- 平成 15 (2003) 年 10 月：税制懇話会から知事に報告
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課税方式を提示
- 平成 15 (2003) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立
- 平成 16 (2004) 年 4 月：同条例を施行（おかやま森づくり県民税としてスタート）
（鳥取県、島根県、山口県は平成 17 (2005) 年度、広島県は 19 (2007) 年度に導入）

条例施行 5 年後の検討（1 回目の見直し）の経緯

- 平成 20 (2008) 年 5 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 20 (2008) 年 5 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 11 月
- 平成 20 (2008) 年 11 月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告
- 平成 20 (2008) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 21 (2009) 年 4 月：改正条例を施行

条例施行 10 年後の検討（2 回目の見直し）の経緯

- 平成 24 (2012) 年 4 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 25 (2013) 年 6 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 10 月
- 平成 25 (2013) 年 10 月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成 25 (2013) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 26 (2014) 年 4 月：改正条例を施行
（中国地方の他の 4 県も、施行 5 年後に見直しを行い、それぞれ延長）

条例施行 15 年後の検討（3 回目の見直し）の経緯

- 平成 29 (2017) 年 4 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 30 (2018) 年 5 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 10 月
- 平成 30 (2018) 年 10 月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成 30 (2018) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 31 (2019) 年 4 月：改正条例を施行
（中国地方の他の 4 県も、施行 5 年後に見直しを行い、それぞれ延長）

条 例 施 行 20年 後 の 検 討 （ 4 回 目 の 見 直 し ） の 経 緯

令和4（2022）年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

令和5（2023）年 6月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～10月

令和5（2023）年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告

令和5（2023）年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、可決成
立

令和6（2024）年 4月：改正条例を施行

（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況

R5.3.31

県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			R3税収額 (見込額) (億円)
				方式	個人	法人	
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.9
鳥取県	豊かな森づくり協働税 (～R5.3森林環境保全税)	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.8
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.5
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.1
鹿児島県	みんなの森づくり県民税 (～R2.3森林環境税)	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.5
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.2
福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.2
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.6
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	7.0
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	25.4
奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.8
大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.1
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.6
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人 県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	42.0
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5～12.5%増	3.8
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.7
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.9
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.5
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	17.4
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
長野県	長野森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.9
福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	14.8
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.5
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	23.4
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	17.0
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.8
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.6
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.3
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.11	県民税均等割 超過課税	300円/年	なし	11.0
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	県民税均等割 超過課税	600円/年	なし	7.5

※各県から聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に税務課で作成。

府県の税収額合計 321.5億円

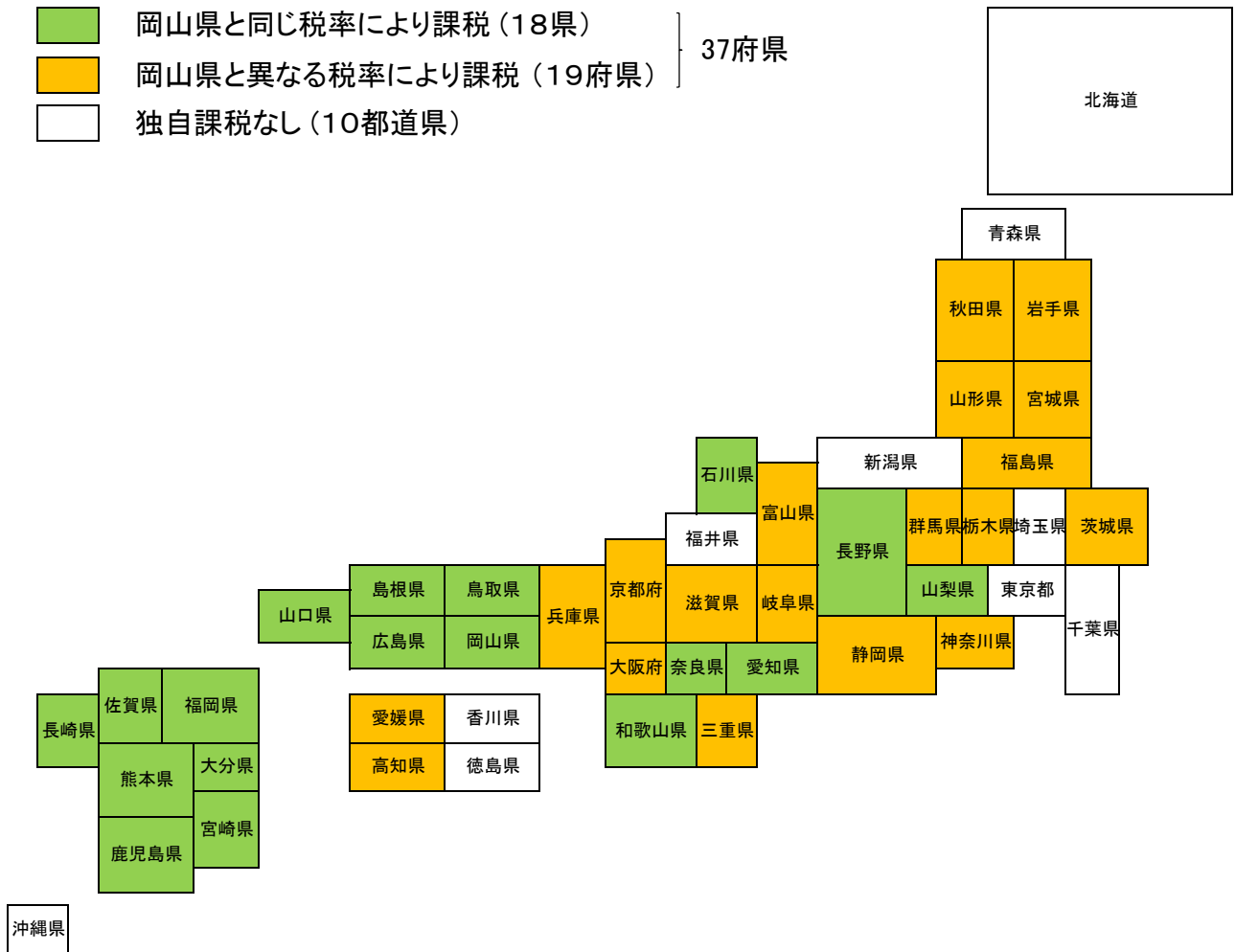
※神奈川県、大阪府、京都府は、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対しては一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5～10%増。

※埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置。

※緑色に塗っている部分は、岡山県と同じ課税方式(33県)、個人の税率(20県)及び法人の税率(19県)を採用。

森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況

- 岡山県と同じ税率により課税（18県）
 - 岡山県と異なる税率により課税（19府県）
 - 独自課税なし（10都道県）
- } 37府県



おかやま森づくり県民税事業の実績（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）

1 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

（単位：千円）

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績	5カ年計	備考
健全な人工林の整備	おかやま元気な森づくり推進事業	143,154	133,842	126,927	131,507	145,390	680,821	
	造林補助事業（間伐促進等）	50,497	53,733	59,424	59,500	43,000	266,154	
	少花粉サ・ヒ普及加速化事業	19,311	37,659	41,939	55,593	76,914	231,415	
	路網設計支援ソフト整備事業					280	280	
	鳥獣害対策事業	19,959	20,211	19,460	20,189	19,720	99,539	
	小計	232,922	245,445	247,749	266,789	285,305	1,278,210	
多様な森づくり等	快適森林環境創出事業	52,899	48,753	43,146	35,291	36,224	216,313	
	ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業	24,503	30,715	31,733	30,030	26,403	143,384	
	集落周辺の荒廃森林調査事業	21,879	25,070	26,820	26,499	27,529	127,797	
	市町村提案型森づくり事業	23,048	22,512	24,380	24,981	21,334	116,253	
	小計	122,329	127,050	126,079	116,800	111,490	603,747	
	計	355,251	372,495	373,828	383,589	396,794	1,881,957	

2 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績	5カ年計	備考
担い手育成	おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業	23,238	26,134	35,152	35,907	34,094	154,525	
	小計	23,238	26,134	35,152	35,907	34,094	154,525	
木材の利用促進	県産ヒノキ販路開拓支援事業	3,627	1,907	4,040	4,708	5,476	19,757	
	木造住宅等普及促進事業	46,049	60,582	73,300	77,600	73,540	331,071	
	県産材需要拡大総合対策事業	61,281	59,615	47,358	70,811	90,423	329,487	
	森林認証・認証材普及促進事業	2,372	1,639	1,248	3,041	2,553	10,853	
	東京2020五輪大会おかやま県産材利用事業	13,705		3,196	14,127		31,028	
	グリーンバ・イ・フ・ロ・ン・グ・プロジェクト推進事業	4,186	5,341				9,527	
	小計	131,221	129,084	129,142	170,287	171,991	731,724	
	計	154,459	155,218	164,294	206,194	206,085	886,249	

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績	5カ年計	備考
情報発信	森のなるほど情報発信事業	6,867	5,208	5,207	5,477	7,359	30,118	
	「森林の担い手」育成事業	1,388	1,541	1,780	1,793	1,705	8,208	
	「木のぬくもり実感」事業	625	773	662	768	779	3,606	
	木の潤い環境整備事業	16,472	15,978	17,121	16,942	17,730	84,243	
	小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」充実事業				989		989	
	小計	25,352	23,500	24,769	25,969	27,573	127,163	
県民の森づくり	県民が育て楽しむ森づくり推進事業	7,251	8,118	7,409	7,842	8,297	38,917	
	みどりの大会開催事業	3,945	3,951	245	3,945	3,335	15,421	
	みどりの少年隊交流集会	0	0	0	246	687	933	
	緑化運動ポスター等コンクール	747	747	759	768	768	3,789	
	環境学習エコツアー事業	756	623	823	1,089	1,131	4,421	
	全国植樹祭開催準備事業	0	488	2,065	2,760	6,000	11,313	
	小計	12,699	13,927	11,302	16,650	20,217	74,795	
	計	38,051	37,427	36,071	42,619	47,791	201,958	

合 計	547,761	565,139	574,193	632,402	650,670	2,970,164	
-----	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	--

※四捨五入により計が合わない場合がある

2 事業量等

(1) 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやま元気な森づくり推進事業 (680,821 千円)	・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備等 ・スギ間伐材の搬出促進 ・針広混交林など多様な森づくりの推進	1,208ha 747,261m 1,493ha 776ha
造林補助事業(間伐促進等) (266,154 千円)	・造林補助事業への県民税充当(切捨間伐)	1,832ha
少花粉スギ・ヒノキ普及加速化事業 (231,415 千円)	・少花粉スギ・ヒノキ苗木の安定供給体制の整備等	
路網設計支援ソフト整備事業 (280 千円)	・路網設計支援ソフトウェアの導入支援	
鳥獣害対策事業 (99,539 千円)	・地域別シカ捕獲現地指導 ・シカ被害対策に係る捕獲従事者の育成 ・有害獣許可捕獲促進	10 地域 19 回 17,394 頭
快適森林環境創出事業 (216,313 千円)	・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備(樹種転換・過年度被害木除去) ・広葉樹利用促進(大径広葉樹利用促進, 林地残材利用促進)	65ha 432ha 13 事業体
ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業 (143,384 千円)	・広葉樹保全再生(樹幹注入, 誘因捕殺, 伐倒駆除)	713 本、539基、 3,703 m ³
集落周辺の荒廃森林調査事業 (127,797 千円)	・集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査	
市町村提案型森づくり事業 (116,253 千円)	・市町村の提案による森林保全の取組支援	延 73市町村
計 1,881,957 千円		

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 (154,525 千円)	・高校生等への林業就業体験支援 ・専門的知識・技術等を有した人材育成 ・新規就業者の職場内研修への支援 ・安全装備、器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進	120 人 128人 82人 1,936 件 延 11 市町村
県産ヒノキ販路開拓支援事業 (19,757 千円)	・木材関係団体の県産材製品販路開拓を支援	延 23 団体
木造住宅等普及促進事業 (331,071 千円)	・サプライチェーンの構築 ・おかやまの木で家づくり支援 ・県産材サポーターの養成	40 件 1,410 戸 260 人
県産材需要拡大総合対策事業 (329,487 千円)	・公共施設等の木造化、CLT利用等への支援 ・中大規模木造建築物等の整備への支援 ・展示会等の県産材PRへの支援	318 件 1 件 16 団体
森林認証・認証材普及促進事業 (10,853 千円)	・森林認証等の取得促進	51 団体
東京 2020 五輪大会おかやま県材活用事業 (31,028 千円)	・選手村ビレッジプラザへの県産材活用・後利用	1 式
グリーンバリュープロジェクト推進事業 (9,527 千円)	・木質系バリューの利活用技術の開発等を支援	9 件
計 886,246 千円		

(3)森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名(充当額)	実施内容	事業量
森のなるほど情報発信事業 (30,118 千円)	・学校等で使用する副読本の作成 ・普及啓発マグネットの作成 ・都市と山村との交流促進	125,000 部 78,000 個 14 団体
「森林の担い手」育成事業 (8,208 千円)	・県立農業関係高校の生徒による林業大学 校等の視察等	75 回
「木のぬくもり実感」事業 (3,606 千円)	・高校生による県産森林認証材を活用した 木工教室等	26 校
木の潤い環境整備事業 (84,243 千円)	・県立学校への木製品の導入	95 校
県民が育て楽しむ森づくり推進事 業 (38,917 千円)	・おかやま森づくりホ－ルセンターの活動支援、 企業等の森づくり支援・CO2 森林吸収評 価の認証	5 団体
みどりふれあい事業 (20,143 千円)	・みどりの大会の開催 ・緑化運動ホ－スター等コンクール開催	4 回(延 1,400 人) 5 回
環境学習エコツアー事業 (4,421 千円)	・森林・林業学習ツアーの開催	22 回
全国植樹祭開催準備事業 (11,313 千円)	・全国植樹祭に向けた苗木の育成体験の実 施	77 団体
小中学校の学びのコンテンツサイ ト充実事業 (989 千円)	・森林・林業の役割等への理解を深める教 育用動画の作成	4 本
計 201,958 千円		
合計 2,970,164 千円		

※四捨五入により計が合わない場合がある